

令和6年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年6月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年6月10日 午前9時宣告

開 議 令和6年6月10日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
副 町 長	田村 正和	健康福祉課長	岡崎 省治
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	廣田 春秋
会 計 課 長	吉野 利香	産業振興課長	下八川久夫
総 務 課 長	片岡 和子	建 設 課 長	吉野 広昭
まちづくり推進課長	岡田 秀和	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
住 民 課 長	真辺 美紀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年6月10日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻となりました。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

7 番、西森勝仁君の発言を許します。

7 番（西森勝仁君）

おはようございます。

7 番、西森勝仁です。

通告にしたがいまして一般質問を行います。

まず初めに南海地震対策についてであります。これは先の 3 月議会でも申し上げましたが、次の南海地震は阪神大震災の 50 倍、東北の 11 倍とも言われております巨大地震だそうです。

そしてこの地震による佐川町の被害想定は、全壊家屋 1,400 棟、死者 90 人とのことで、私がこの対策について、3 月議会でお尋ねしたところ、総務課長は、能登半島地震を受けて、町民の危機管理意識は高まっていると認識している。しかし、防災講習会などを開催し、さらに意識の高揚を図っていく。そして、建設課長は面積の大きな家は工事費が高くなり、耐震工事をためらう人もいることは認識している。今後、命を守るための一部屋だけの耐震工事についても助成することも選択肢の 1 つと考えていると答弁し、そして、町長は総括的な答弁として、死者をゼロに近づけるために、愛媛県などの先進事例を調査し、早いうちに十分検討すると、こういうふうな答弁があつておったわけでありましたが、それぞれ担当課ではどのように検討されて、今、どこまで対策が進んでいるのか。このことについて、時系列にご答弁をお願いします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

私の方からは、防災講演会についてご報告させていただきたいと思ひます。

講演会の講師につきまして、5 月になりますが、県の方に相談をさせていただきまして、何名かご提案をいただきました。

現在当町におきまして、講師を選定して、9 月に開催をする方向

で日程を調整させていただいております。以上でございます。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。

私の方から部分的な耐震、家屋の耐震補強について流れの方、今までの取り組みをご説明をさせていただきます。

いわゆるその耐震シェルターの設置につきましては現在のところ国とか県の補助対象とならないというふうな高知県の住宅課で確認をしております。

こちらの方につきましてはですね、現在のところ、町の単独事業というようなことになりますので、引き続き他の団体の先例事例を調査、こちらの方は西森議員の一般質問の後にですね、すぐ愛媛県とか徳島県の現在導入されてる事例を把握というかですね、調査、要綱の方をですね、取り入れて現在までは検討をさせていただきますが、その検討の中でですね、いわゆる耐震シェルターとしての早期導入は難しいですけれども、今年1月に発災しました能登半島地震、こちらの方を映像等で確認しましても、1階だけがつぶれて、2階は残ってるという事例が多数見受けられました。

このことからですね、まず、部分的な改修につきましては、1階だけをですね、耐震化するということでご質問の内容にあったとおりですね、工事費用の圧縮につながることも考え十分期待できますので、命を守る可能性を上げることを念頭に置いてですね、まず1階のみ耐震改修を行うというような補助制度を考えております。

こちらにつきましてはですね、スケジュール的にはですね、来年度の当初予算の計上時期までに結論を出してですね、担当課の方としましてはですね、1階のみの耐震改修についての補助金の適用に加えるというふうに現在考えております。

これにつきましてはですね、今年度、当初の段階で県内の34市町村中17市町村の方がすでに導入し、実績もありますので前向きに今後、検討を進めるという結論を出したいと思っております。以上です。

7番（西森勝仁君）

ただいま総務課長そして建設課長からそれぞれ答弁をいただいたわけでありましたが、感じとして、ちょっとは進んだかなとは思っているわけでありましたが、町長が言われるように死者をゼロにする、近づける、これにはちょっと程遠いんじゃないかというふうに思うところ

ろであります。なぜならば、取り組みが総じてちょっとスローリーではないかと思うところであります。

講習会、講演会にしましても、講師の選定が終わって9月には実施していただけるというようにはなったようではありますが、これももう新年度に入ってますね、5月に協議したということですが、こういうものはね、本当にやろうと思えば簡単にできると思います。その講師、あとは会場の調整、講師との日程調整だけのことになりますので、9月にやっていただいたらもう年内にはそれだけで終わるというふうに思うわけではありますが、それと、また他にもお願いしてありました、大震災が起こったら、ボランティアの力なくして佐川の復旧はないわけでありまして、そのボランティアが雨露しのぐ、そういった手足を伸ばして休めるところを構えたらどうかと。ボランティアの確保がしやすい、ということも提案してあったわけではありますが、まだどんな状況になっているのか、わからないわけであります。

こういった民間の宿泊施設といっても、数には本当に限りがありまして、ただそこと相談すれば貸してくれるか貸してくれないか、こういうことがすぐにわかるわけでありますので、そういったところもスピーディーにお願いをしたいと思います。

また建設課長の答弁によりますと、シェルターは県の住宅課に問い合わせたところ、県には補助制度がないので難しい。しかし命を守るために、1階だけの耐震化制度を準備していただけるというようなことで、それはそれで大変ありがたいわけではありますが、今課長のご答弁を聞きますと、もうすでに県下の半分、17が導入しているということであります。

そういうことであればですね、そういう制度があれば、来年と言わずにですね、もう早急に検討してもらって、次の9月議会には、その制度と予算案を、併せて提出してもらいたいと思います。早くしないと本当にちまたでは南海地震は来年の7月とまで言われ出しております。政府の発表も、もう確率80%になっています。本当に早くしないと、地震が来て家の下敷きになるということになりますのでお願いしたいと思います。

それに国、県に補助金がないから、今できないということではありますが、命を守る事業につきましては、単独事業でありましても、何よりも優先されるべきものだとは私は思います。それに単独事業は

町にもたくさんありまして、給食費の無償化などもそうであります
が、やろうと思えばこういったこともできないことはないと思います。

私は無い袖を振れないことぐらいはわかっておりますが、こうした命を守る重要な政策につきましては、知事も、今年度の当初予算で、市町村が使いやすい自由度の高い予算として 10 億円あまりを措置してくれていると思っています。住民あつての佐川町です。それに地方交付税にしましても、私が知る限り、予算書でちょっと見ましたが、過去最高額くらいになっていると思います。この算定にしましてもですね、法定費用に人口と補正係数をかけ合わせて算出をされておまして、人口というのはとても重要な要因になっているわけであります。

ちなみに、こうして積算された地方交付税、これは令和 5 年度には、幾らぐらい交付されたのか、またそれを 1 人に換算すると、どれくらいの交付税になっているのかお尋ねします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

令和 5 年度の決算見込み額は、普通交付税が約 26 億 9 千万円。特別交付税は約 5 億 2 千万円となっております、合計 32 億 1 千万円となります。

実際の算定におきましては、人口が算定単位でないものもござい
ますが、普通交付税決算見込み額と、令和 2 年の国勢調査の人口、
1 万 2,323 人で、単純に計算をさせていただきますと、1 人当たり
約 21 万 8 千円交付されているという計算にはなります。以上でござ
います。

7 番（西森勝仁君）

ただいまご説明をいただきましたように、32 億ちょっと超えて
いると。そして 1 人に換算すると、21 万 8 千円となるということ
であります。

震災などで命を落とさずにですね、10 年長生きしていただいた
場合は、1 人 210 万、夫婦だと 420 万になるわけでありまして、こ
れはすべて町の一般財源ということになるわけです。少しぐらい、
町単独事業に充てても、すぐ元が取れるのではないかというふうに
考えるとあります。それに佐川町の人口はどんどん減少して
おまして、今月号の広報を見ますと、お喜びはたった 1 人、

そしてお悔やみは 16 人であります。

今、町の人口は、1 万 1,093 人になっているようでありまして、これは町民があつてのものだねであります。

私が今回も住民から要望があつております、命を守る政策について、こうしてお尋ねをしているわけではありますが、5 月 30 日の高知新聞に、土佐市の糸矢議長さんのコラムが載っております、それによりますと、南海地震は必ずやってくる。議員は、住民の安全安心を守る責務がある。そのためには、執行部と課題を共有し、政策提言をしていかなければならないと。こういうふうにおっしゃっておるわけではありますが、私もまさにそのとおりだと思います。このためにも先ほど各課長から答弁をいただきました事案につきましては、スピーディーに取り組んでいただく必要があると思います。

そうかといつても、課長も多忙な日々を過ごしておりますので、こうして各担当課長が答弁した内容につきましては、その履行といえますか、進行管理については、事務方トップの副町長の職務の範疇だと思うところではありますが、副町長のご認識はいかがなものか、お尋ねをしておきたいと思います。

副町長（田村正和君）

西森議員からご質問いただきました認識と、進行管理の認識ということでございますが、地方自治法にも副市町村長の職務として補助機関である職員の、担任する事務を監督すると、書かれております。西森議員のおっしゃるとおり進行管理というのは私の責務だと感じております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

どうもありがとうございます。

副町長もそういう認識でありますので安心をいたしました。

しかし課長も本当に日々忙しいわけですので、ついなおざりになってくる場合もそれはあろうかと思しますので、そういったときにはしっかりとフォローしていただきまして、そして議会前には必ず、議会で答弁した内容についてはどうなっちゃう。この辺りを必ず確認をしていただきたいと思います。そしたらそういったことがだんだんと自然身についてくると思いますので、議会で答弁したことはまた、3 ヶ月先、あるいは議会は年 4 場所、こういう感覚にならないように、どうぞしっかりとお願いをしておきたいと思えます。

次にこれも地震関連であります、岡村眞先生のお話によりますと、南海トラフ地震で東海地震、東南海、南海地震、この3つは、いわゆる地震3兄弟と呼ばれるものであります、これと日向灘の断層が同時に動いた場合、静岡から九州の太平洋側は壊滅状態になるとのことです。

こうなると、アクセスの悪い高知にはしばらく支援の手が届かない。こういったことが言われておりますし、関係者によりますと、電気などのインフラはなかなか復旧できないとのこと。

そういう状態になった場合にですね、室原にあります水道の取水地は、これはどうなるのか。

電源が喪失した場合、バックアップシステムはあるのか、そして管路はどうなっているのか、大分前から耐震管に変えていることは承知しておりますけれども、これはどうなるのか、そして町民の飲み水は確保できるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

はい。水道についてお答えをいたします。

一部ですね、3月議会の坂本議員の一般質問のやつに対する回答と重複しておりますけれども、まずですね、現在大規模災害、地震等ですね、発生 of 応急給水、応急復旧計画についてはですね、水道事業の業務継続計画を策定しており、計画におきます想定ではですね、本町、佐川町ですね、配水池や取水地などにつきましては、液状化、あるいは土砂災害が発生予測される地域には立地しておりません。で、そのためですね、大規模な被害は想定しておりません。ただですね、水道管路施設につきましてはですね、震度6弱から6強でですね、全体で約150カ所が被害を受けるというふうに想定しております。

この被害によりましてですね、水道供給世帯の97.1%、人数にしてですね、1万人を超える断水被害が発生すると予想しております。管路の復旧につきましてはですね、40日あまりかかるというふうに想定しておりまして、この間、応急の給水としては、一段階目、発災から3日目までにですね、指定避難所9カ所に仮設の受水槽を設置して、耐震化された消火栓から取水して、運搬の後、給水するようなことを、給水することとしております。

二段階目として、発災から10日目までにはですね、指定避難所以外の老人福祉施設であるとかですね、道の駅などの9カ所に仮設

の受水槽を設置して、給水を行って、並行して耐震化されている指定避難所までの、配水本管に水を張ってですね、指定避難所でも給水を開始することとしております。

またですね、その後に給水可能になった指定避難所の仮設の受水槽、町内各地区の公民館等へ移して、応急給水を実施して、順次、使用可能となった消火栓にですね、応急給水スタンドを設置して給水することとしております。

このような段階を経てですね、受水槽の設置、排水管の復旧を行ってですね、できるだけ早く給水範囲を広げていきたいと、いうふうに考えております。

またですね、ご質問にありましたとおり、停電等も当然予想されますので取水施設がですね、停電となって取水の方が不可能になった場合でもですね、新しい新室原取水施設につきましてはですね、無停電設備を備えておりますので、これで重油によって稼働することができます。

今後におきましてはですね、従来より進めております、管路の耐震化に取り組みながらですね、この燃料の確保につきましても、努めてまいりたいと考えております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいま答弁していただきましたように、特に大規模なものについては想定外というようなことでありますが、ことが起こってもそういった状況になった場合、説明のとおり 97%が断水と、そして復旧には 40 日もかかる、こういうようなことでありますが、応急給水はできるということです、長蛇の列ができる場合もあるかも知れませんが、何とか飲み水については、確保できるんじゃないかというふうに思います。

電源が喪失した場合には、ただいま説明がありました、無停電設備ですかね。これがあるのでこれを動かせるということですがその動力には燃料も今言われたように、燃料が必要ですので、南海地震の場合は、その燃料も高知にはなかなか入ってこない、アクセスが悪いために入ってこないということが十分想定されますので、それを動かす程度の備蓄が必要となりますので、それがなければもう何もできないということになりますので、そういうことにならないように、1 日にどれぐらい燃料がいるかわかりませんが、しっかりと備蓄をしておいていただきたいと思います。

高吾北消防署もあそこの前にガソリンスタンドいいですか、そういったものを作っていますし、しっかりと備蓄はしていますが、あそこは重油とかガソリンとか、どういったものを貯めているか知りませんが、あそこのあれを分けてもらうわけにはいかんと思いますので、そのあたりは、安全に備蓄できるように、ひとつ管理をしながらお願いをしたいと思います。

そして続いてですが、佐川町で一番揺れるところは、地盤の弱いかわせみの付近と、先生の講演で聞きましたらこういうことですが、渡り廊下、これもオール木造の町営住宅の耐震性であるんですが、これはどうなっているのか、また、木造住宅でありますので、漏電による火災を心配する声もありますが、感震ブレーカーなどの対策ができていいのか。

こういったことについてお尋ねをします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

木造の町営住宅につきましては、平成3年から平成26年の間に建築をされておりまして、新しい建築基準に基づく建築となっておりますので、こういったことから、耐震基準は満たされていると判断をしております。

また漏電による火災対策についてですけれども、そちらの方は特になされておらず、感震ブレーカーも設置はされておられませんというのが現状でございます。以上です。

7番（西森勝仁君）

町営住宅につきましては、法的には耐震性を備えているようですが、もう建てて古くもなっておりますし、メンテについてもですね、しっかりしていただきまして、つぶれないようにお願いをしておきたいと思います。

そして漏電対策についても、しっかりと検討していただきたいと思いますし、私の住んでいる伏尾団地でも、今、漏電対策について議論が進んでいますが、1戸だけが対策してもだめよということでちょっと調べてもらったところ、感震ブレーカーにもいろいろ種類がありまして、ちょっと振り子型のポンと落ちるようなやつは、5千円ぐらいからありまして、私が現在調べているところ、5千円、2万円、5万円ぐらいと、段階的にあるわけですが、あんまり良いものにもようばんし、かといって役に立たんもんも安物買いの銭失

いになるので、そこらあたりは専門の方に相談をすればちょうど適切なものがあるかと思います。

また聞くところによりますと、町営住宅の渡りの廊下なんか、あいつたところは雨に濡れても腐りにくいように、防腐剤処理をされていると思います。こうした木材は火がついたらなかなか消えない。こういうことでありますので、漏電対策等についても、しっかりとできる限りのことはしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次にドローンを活用した災害に強いまちづくりについてであります。このことにつきましては昨日の高知新聞にも、その重要性が載っていたとおりであります。

今度の南海地震は、いつも申し上げておりますが、地震のメカニズムからして、震度6から7ぐらいの強い揺れが南北に幅70センチ、これぐらいになります。これでガタガタガタガタガタと100秒以上続くと、しかも短周期、長周期の両方で揺れると。立つことはとてもできないし座っていることもできない、転げ回るような状態になるとのことです。

そうすると、佐川の町道にも落石あるいは山崩れなどで道路が寸断されまして、孤立集落が出てくると思いますが、そうしたとき、町長は、被害状況をいち早く把握する必要があるかと思います。職員が川ノ内や尾川の小奥、峰などに歩いて調査に行くにしても時間がかかりすぎると思います。

こうした孤立集落は昨日の高知新聞によりますと、高知県は長野県に次いで多く1,043ヵ所もあるとのことですが、この被災地をドローンで、ドローンの映像でですね、リアルに見れば一目瞭然で町長が素早い対応と判断ができると思います。

また以前にですね、佐川町もドローンを導入したというようなことを聞いたこともあるようにも思いますが、実物は見たこともありませんが、実際導入していれば、何のために導入し、操作訓練などはどうなっているのか、誰が行っているのか、またそのドローンの能力は、飛行時間、あるいは画像の配信とその能力はどの程度のものなのか、お尋ねしたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

現在役場にありますドローンについてご報告したいと思います。現在あります、ドローンは1台になっております。

こちらにつきましては、平成 30 年度にスマート林業の経験や、活用の検討を行うため、リース契約により導入いたしまして、現在はリースアップにより町所有となっております。機能につきましては、動画、静止画の撮影、記録が可能で、最大飛行時間は約 30 分となっております。

現在このドローンにつきましては、年に 1 回ではありますけれども災害訓練を行う際に、職員が操作をして活用しております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいまご説明をいただきましたが、平成 30 年にドローンを導入したということですが、そのドローンの能力についても、あんまりよくわかりませんでしたけれども、今の私が想定しているような被災した現場、こういったものに対応できるような能力のあるドローンではないような感じに受け取ったわけですが、皆様ご承知のように、昔の人の石つき職人の技術と、こういうものは素晴らしいものがありまして、私の握りこぶし程度の石も、力学的に上手についてありまして、まさに匠の技でありまして、昭和の南海地震も持ちこたえています。しかし、あれから 80 年も経ちまして、石も劣化し、今は割れて石垣がほころび始めています。

こうした状況のところへ大地震が起これば、大変な惨状になるのではないかと心配しているところでありまして、被災地と連絡を取るにしても、携帯電話というものは今は非常に便利ですが、こういったものはおそらく使えない、通じないと思いますし、今役場が設置してあります、防災行政無線電話も機能するかどうかわからない、電柱も倒れたりすればわからないと思います。

そこで一定の能力のあるドローンで、調査するのが一番ではないかと思うところですが、こうしたことについてのお考えはどのようなものなのか、お尋ねします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かにですね、有事の際にはですね、土砂崩れとか斜面の崩壊によりまして、なかなか孤立する集落が出てくるか想定をされております。やはりその場合に、ドローンの活用というのは本当に有効な手段であると考えております。

先ほど総務課長の方もご答弁をさせていただきましたが、現在の所有をしております1台のドローンにつきましては、通常業務における活用や災害時には、被災状況の情報収集手段としてはなかなか厳しいドローンでございますので、リアルタイムでの動画配信機能が搭載されていないこと、また最大飛行時間が30分ほどと短いことなどから、災害現場での活用を考えた場合、十分な機能が本当に備わっておりません。

そのため災害時に活用できる機種の導入、1台当たり50万から60万円程度ということで聞いておりますが、ドローンにつきましても、日々進化をしてですね、機能がもうどんどんどんどん上がってきておりますので、そういった意味でも災害時などに活用できる機種をですね、購入したいと考えております。

以上でございます、よろしくお願いします。

7 番（西森勝仁君）

ただいま町長からご答弁をいただきましたが、今あるドローンでは災害現場がリアルに見ることはできない、ということであります。ということは今のドローンでは、災害現場に例えば尾川の方に行くにしても、その河川、あるいは道路がどんな状況か見ながら、運行していくことはできないはずです。

昨日の新聞にも載っておりましたが、ぜひですね、最新技術を搭載した新しい機種のドローンを導入していただきまして、いざというときには活用できるように、お願いをしておきたいと思います。

このドローンについてであります、私の知人もこのドローンを活用して、調査などの仕事をしておりますが、今のドローンは実に精巧によくできておりまして、前方と左右、そして下にはセンサーがついておりまして、確認をしながらすいすい飛んでいくようですが、上にはセンサーがついていないと。そして下にはセンサーがついて1メートルぐらいのところに来たら止まるようではありますが、そのセンサーもですね、その60万円程度のものがどれぐらい識別できるかわかりませんが、私の友達が言うには、架線、こういったものは識別認識できない、ドローンができない、ということでありまして、私の友達も、この調査中に横倉山の頂上の崖のところで、墜落したと。そしてまた、今成でも、あそこの川に架線が張ってあって、それに引っかかって仁淀川に墜落した、こういうことであります。

以前にも、もう 20 年近く昔になりますけれども、米軍の戦闘機が早明浦ダムへ墜落したことがあります。あれも高度 150 メートルぐらいを飛行していて、架線に引っかかって落ちたと。こういう米軍の 20 年前のことでもありますけれども、そういった状態でありましたので、今度買うときには、しっかりしたものを導入していただきたい。

佐川町もですね、皆さんご承知のとおり加茂から川内ヶ谷そして柏原、岩井口、ここをずっと通って高圧線が通っておりますので、こうした障害物といいますか、こういったものを地形を熟知しておく必要があると思います。

このドローンを運行するのに今は免許は要らないそうですので、1 人でも多くの職員が操作できるように、訓練をしていただいて、最初はゲーム感覚でもいいと思いますので、ちょっと慣れ親しんでいただきまして、いざというときには、多くの方が、職員が運行できるようにしていただきたいと思います。やはり、熟練が第一だと思います。

それに今、町長からご説明がありましたが、新機種を選定する場合にですね、飛行時間、今あるのがだいたい 30 分くらいと聞きましたが、それにまた電波の届く距離も出てくると思いますので、佐川は山がありまして、電波の届きにくい山間地域で孤立集落が発生する恐れが十分予想されますので、検討する際には、衛星を使うとか、物資が運搬できるとか、多角的な面から検討していただきたいと思いますので、町長からご答弁をいただきましたので、十分対応していただけると思いますので、この点はよろしく願いをいたします。

次にライドシェアについてお尋ねするわけですが、その前に、ぐるぐるバスの運行実態について、直近 1 年の乗客数、そして歳入歳出決算の状況についてお尋ねをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、ぐるぐるバスの現在の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、令和 5 年度の収支についてですが、まず歳入といたしまして、運賃、回数券、こういった収入の方が 113 万 1,100 円。それから、フィーダー系統の各種補助金、この合計が 447 万 4 千円。それから特別交付税といたしまして 1,377 万 9 千円。合計、歳入の合計

が 1,938 万 4,100 円というふうになっております。

歳出につきましては運航会社への委託料、それから公共交通会議等のこういった経費、その他もろもろ含めまして、2,506 万 5,008 円というふうになっております。

利用状況につきましては、令和 2 年度から、落ち込みがコロナの関係で落ち込みがあったものの、令和 5 年度につきましては、前年度から 1,592 人増加しております、合計で 1 万 1,097 人と、過去最高の数値になっております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

今、ご答弁いただきましたように利用者は 1 万 1,097 人、こういうことでありますので、町民 1 人が 1 回は利用したことになるにはなるんですけれども、実際は移動手段のない限られた人たちが利用していると思います。これを単純に割ったら、1 回 100 円か 200 円払って乗せてもらうわけですが、これ割ってみますと、1 回の経費が 2,259 円、こういうことになろうかと思います。私も月に二、三回、三、四回ぐらいですか、かわせみから利用するわけですが、時刻表が全部そこに書いてあるわけですが、この運行がルーズというか、定刻どおりには来ないわけですが、定刻どおりに来ないと言っても遅れてくるならまだ乗れるから問題はないわけですが、時には 5 分以上早く来て、通過していつてしまってもうバスがない、こないときがあつて乗れません。この間もちょっと早く行って待っていましたら来たので、車内に乗って運転手に、大分早うないかえと。こう言いますと、時刻表のあることも説明をしました。そうしましたら、それは知っちゃうよと。どこのバス停でも誰っちゃうおらんろう。ほんで、ノンストップで来るき段々はようならあよと、こういうような認識です。それに、早い言うたちたったの二、三分ばあぜよと。こういう返事が返ってきたわけですが、その時の乗客は私 1 人で料金箱にもお金が入っていない、入ってるのを見るのはめったにないわけですが、こういうぐるぐるバスの実態も踏まえまして、ライドシェアについてお尋ねする準備をしております。

このライドシェアというのは、高知新聞で 5 月 11 日から連載されておりました、私なりにこれを解釈してみますと、どうも昔の白タクと、こういうふうと呼ばれていたものが、道路運送法の特例によって合法となり、4 月 8 日から日本版ライドシェアとして解禁さ

れたのではないかというふうに思っています。

これは皆さんご承知のとおり、タクシーというのはタクシー会社がお客さんに料金を払ってもらってお客を乗せる。これに対しライドシェアというのは、2種免許を持たない一般の個人が自分のマイカーを使って、お金をもらってお客さんを運ぶ。こういうことではないかと思います。

そして新聞にも出ておりましたように、神奈川県三浦市では、タクシー不足を補うために三浦市が事業主体となって住民の足となる「かなライド」というものを発足させまして、運行をタクシー会社に委託したようであります。

佐川町も夜のタクシー不足はだんだんと深刻化しておりまして、夜の飲食街を守るためにも、またにぎわいのあるうちに、また町の火が消えないうちにも、こうした公共交通の隙間を埋める補完制度として、ライドシェアの導入についてお尋ねする予定でありましたが、昨日の高知新聞で報道されましたように、自治体ライドシェアの政府方針が示されまして、私の質問の趣旨が一変してしまいました。

報道によると、日本版のライドシェア、今説明しました日本版のライドシェアとは全く別の別物の制度を作りまして、近く、岸田首相が閣僚会議で推進に向けて指示を出すと、こういうことでもあります。

これはデジタル絡みで議論をされているわけでありまして、これによりますと運送主体、これは地域の郵便局、農協、あるいは観光協会、商工会、こういったところでもよく、そして会員のマイカーを使ってもよし、そしてまた郵便局では郵便局の赤い集配車、これを使って運送するようであります。しかも、料金は、タクシーの8割程度に設定すると、こういうような内容の記事が昨日載っておったわけであります。

こういうことになり、通告した質問とは、取り巻く環境が一変してまいりましたので、今回お尋ねするということは、ほとんどなくなったわけではありますが、様子見ということでもありますので、ただ1点、ぐるぐるバスとの絡みで、佐川町の人口がどんどん減っておりますし、利用者もだんだん限られていると思います。そういう状況ですので、高知市が春野町などで始めたように、ぐるぐるバスの郊外線は今の路線型ではなく、エリア型のデマンド、つまり予約制

にして、そこにデマンドタクシーを導入してはどうかと思うところ
であります。

その方が経費も随分安くなりますし、利用者も玄関先まで迎えに
来てくれて、そして目的地まで送ってもらうということになります
ので、高齢者などにとっては、特に喜ばれると思います。雨の日、
夏の暑い日、バス停で待たないかん、こういうことは解消されます
ので、喜ばれると思いますが、この点についてどう考えかお尋ねを
します。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

現在の郊外線の利用状況につきましてはまさに1日にですね4.5
便ということで運行をさせていただいております、お昼過ぎまで
の3便につきましては一定数数字がおりまして、先ほど申しました
全体の利用者数の1万1,097人のうちですね、6,708の方が郊外
線の利用となっております。

西森議員おっしゃいますように、確かに4便以降のですね、利用
状況については、少ない状況というふうになっております。

そのデマンド方式の導入ということですが、現在ですね、当町
の人口規模、集落の状況からですね、コミュニティバスの方式が選
定をされているところでございますが、人口動態の方も変わってき
ております。デマンド方式との併用も必要になる時期が来るのでな
いかというふうなことも考えておりまして、詳細な運行形態の方を
見据えているわけではございませんが、郊外線のデマンドの運行に
ついては、検討の方しているところでございます。

デマンド方式という形になりますと、車両や運転手の確保、それ
から配車を行う際のオペレーション、こういったところも課題の1
つというふうになってきておりますので、こういったところも含め
まして、引き続き検討の方を進めてまいりたいというふうに考えて
おります。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいまご説明をいただきましたが、人口の動きなども勘案して
考えていただけるというようであります。

それにまたオペレーションセンターといいますか、こういった課
題のことも今、先ほど言われましたが、この件につきましては、昔
ですね、役場に専門の電話交換手がいたわけではございますが、こうい

ったことをヒントにすれば、簡単に、電話がかかってくるわけですので簡単に解決できりゃせんかと単純に思うわけですが、いずれにしても、住民の利便性向上と、経費の節減のためにも、早急に検討して進めていただきたいと思います。

これは関わっているところが多くありますので、国交省あるいは今、工科大は関係ないか。そういったところもありますので、すぐにはいかんと思いますが、スピーディーに検討していただきたい。それが本当に今申し上げましたように、町民の利便性にも繋がっていきます。

また先ほど来、総務課長からも答弁をいただきましたが、地震時の、地震に向けての町民向けの提案としましてもですね、この大地震のときには、座っていることもできない、コロコロコロコロ転げ回ると、こういうことだそうですので、このコロコロ転ぶ対策につきましては、この間もテレビでやっておりましたが、こういうふうに関手をついて、いわゆるカエルポーズでやってましたが、その実験もやっていましたが、あれやったらまこと左右上下揺れても、転ばないということですので、こうしたポーズをですね、ステッカーを作って、絵に書くなどして作っていただきまして、全戸配布して、少しでも町民に、町民のけががないように、啓発を進めていただきたいと思います。

そして今できることは、職員の英知を結集して取り組んでいただきますよう、重ねてお願いを申し上げ、今定例会での私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で7番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9番、坂本玲子さんの発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。9 番議員の坂本です。

通告にしたがいまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず 1 点目。特老の看取り制度導入及び訪問介護ステーションの設置ということで、質問させていただきます。

高吾北の広域の特養で 2024 年度、歳入不足で予算が立てられなくなり、3 町から追加の分担金が必要になり、佐川町からも多くの分担金を出しました。

特別養護老人ホームは、今やついの住みかとなっています。特別養護老人ホーム等では、入所者の具合が悪くなり、病院に入院した際、帰ってくるところを確保するため、別の方を入所させることができません。それで施設の稼働率が悪くなり、赤字経営に陥るということになってしまうのではないのでしょうか。また、近くに多くのグループホームなどの介護施設ができたことも、稼働率低下の一因かと思います。

広域でも、特別養護老人ホームを 1 ヲ所を減らすなど努力をしていますが、施設の利用率は全国、黒字施設では 93.6%ですが、高吾北広域では 80%となっています。今のままではなかなか解決策は出てきません。少しでも利用率を上げ、利用者の満足度を上げるための提案をしていきたいと思います。

2022 年 9 月議会で、終活や介護についてお伺いをしました。看取り制度の導入や訪問看護ステーションの設置をお願いしました。この看取り制度は、介護老人保健施設で一定の要件をクリアすれば、みとりを行うことができる制度です。

医師が一般的に認められている、医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断された場合に適用されるものです。

この制度について詳しい説明をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方から先ほどの坂本議員のですね、特別養護老人ホームについての看取り介護の制度についてのですね、説明をさせていただきます。

この特別養護老人ホームにおいて看取り介護を行った場合は、看取り介護加算としてですね、看取り介護加算の 1、もしくは看取り介護加算の 2、というものが加算をされるようになっております。

その施設の基準については次のようになっております。

まず1つ目として看取り加算1を取る場合、これはまず1つ目として、常勤の看護師を1名以上配置をする。そして、当該指定介護老人福祉施設、特養の看護職員により、または病院、診療所、もしくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間体制の連絡体制を確保していること。

そして2つ目に、みとりに関する指針を定めて、入所の際に入所者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ているということ。

3つ目としまして、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門医、その他の職種の者によるみとりの実績等を踏まえて、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。

4つ目に、みとりに関する職員研修を行っている。

5つ目として、みとりを行う際に個室または静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。これが施設の基準1。

看取り介護加算2を取る場合、それに加えて、厚生労働省が定める配置医師緊急時対応加算というものの施設基準に該当するものであること。それということです。

そして基準を備えた施設がですね、実際にみとりを行う場合の加算、これについてもその対象者の規定があります。

みとりの対象となる入所者については、まず1つ目として医師が一般に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断したものであること。

2つ目として、先ほど申しました、医師とか生活相談員等の職員がですね、共同して作成した入所者の介護に関わる計画について、その内容に応じた適当なものからの説明を受けて、当該計画について同意しているということ。

3つ目に、看取りに関する指針に基づき、入所者の状態または家族の求め等に応じ、随時、医師等の相互の連携のもと、介護記録等入所者に関する記録を活用し、行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けているものということになっております。施設の基準とみとりの対象者になる方の基準ということでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私の周りには、過剰な医療に頼るのではなく自然体で最期を迎え

たい方が増えています。

家族が同居してお世話ができる状態ならば、訪問看護を利用して自宅でみとることができます。ところが佐川町では、後期高齢者の夫婦２人世帯や単身世帯が増えています。

佐川町では、そんな世帯がどれくらいあるかを教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ご質問の高齢者の世帯ということですのでけれども、事前にですね、ご質問いただいた中で 75 歳以上のみで構成される高齢者世帯ということでご説明はご回答させていただきたいと思います。

これは佐川町の住民基本台帳ベースで、6 月 4 日現在という数字になりますが、75 歳の単身世帯が 1,166 世帯、2 人世帯 75 歳以上の方の 2 人世帯が 434 世帯となっております。

9 番（坂本玲子君）

佐川町でですね、75 歳以上の人数は約 2,800 人。その中で 1 人世帯 2 人世帯が先ほど言われたような、2,034 人が 1 人または 2 人世帯ということになりますので、約 73%が高齢者だけの世帯となります。

佐川町で、現状でみとりのできる施設は幾つありますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

高齢者の施設等ということで申し上げますと、まず特別養護老人ホームについては先ほどの看取り加算のですね、基準を満たした施設はありません。

一方で高齢者施設というところで行きますと、まずグループホームが 1 ヲ所、そして有料老人ホームが 1 ヲ所ということで 2 ヲ所あるというふうに認識をしております。

9 番（坂本玲子君）

二つだけであるということで 2 人でいる間は訪問看護があれば自宅で最期を迎えることが可能ですが、単身世帯では最期まで自宅で過ごすには無理があります。子供世帯は多くは別居しており、それぞれの生活、仕事があり 24 時間お世話をすることができません。

さらに国民年金だけの方は、グループホームや有料老人ホームに入るには、生活保護を受ける以外には金銭的に難しいところがある

ということは、以前の質問でお示しました。

佐川町でみとりができる施設は、そういう国民年金では入所できない施設であります。特別養護老人ホームにお世話になるしかない方は、どうすればいいでしょう。自分の意思に関係なく、無理やり病院に入院させられます。自然体で最期を迎えたい人への選択肢が必要です。

そのためには、特別養護老人ホームで看取り制度の導入が必要だと思いますが、どんなお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

坂本議員おっしゃっていただきましたようにですね、最期どう迎えたいか、どう迎えるか。いうことについては、ご本人やご家族の人生感に関わるということと町民の方誰しもがですねこの希望をかなえられる体制づくりというものについては、町としてもとても重要なことだというふうにまず認識をしております。

その上でこの特別養護老人ホームのみとりができる体制、いうことにつきましては、冒頭ですね、坂本議員がおっしゃっていただきましたが、高吾北広域のですね、これは経営改善と特に介護事業の経営改善について、今議論をしております。

その中で今年度経営戦略を策定していくという流れの中で、もちろん町といたしましてはそういった町としてのですね、みとりの体制、こういったものについては重要視しておりますけれども、この経営戦略の中身、もちろんその体制を図るとなるとですね、いろいろな人的な確保、それから施設面での改修が必要になる可能性もあります。

そういったところを踏まえて収支のどういった見通しがあるかというのは非常に重要な点だと思っております。

特に高吾北広域の組合としての特老施設でそういった対応をとるとなれば、まずは収支に合っていくということが大前提になっていくと思いますので、そういったことを含めながらですね、経営戦略を策定する中で、考えるべきことではないかというふうに思っております。

9 番（坂本玲子君）

私もいろいろ調べてみました。

2012 年、医療機関で亡くなる方は、ヨーロッパでは約半数がで

すが、日本では約 8 割を占めています。自宅は 11.8%、老人ホーム等はわずか 5.3%となっています。

しかし、大体の感じで試算をしてみますと、春日荘で年間亡くなる人が 30 人から 40 人くらいおいでだと思います。看取り加算が約 8 万円。それを 30 人がもし利用したら 240 万円。その方たちが施設利用を続けた場合、入所者の利用者単価が大体春日荘で 1 万 1 千円ぐらいですので、1 万 1 千円掛ける 30 人掛ける 45 日、1,485 万円となります。

すなわち、看取り看護制度を導入すれば 1,725 万円、皆さんがみとりをされたらですけど、1,725 万円の増収。看護師を雇うとか、そういう経営的にも成り立つんじゃないかなと思います。施設にとって、そういうふうなメリットがあります。

第一は施設の稼働率を上げることができる。入所者が最期まで施設を利用することで、空き日数が減ります。さらに加算がつき収入が増えます。またそれは入所者、家族の満足度を上げることになります。過度な医療をしないため、医療費の削減にもなります。

これを取り入れることが必要だと思いますが、町長はどんなお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどからのご質問の看取り制度につきましては、最期ですね、住み慣れた自宅で迎えたいという希望にできる限りこたえられるように、ステーションの設置に限らずですね、地域医療の体制の実情に応じた訪問看護のあり方等も検討していく必要があると考えております。

特別養護老人ホームでのみとりにつきましては、先日開催されました高吾北の広域事務組合議会の第 2 回の定例会におきまして、坂本議員からご質問をいただきまして組合長と施設長から回答させていただいております。

その中でですね、看取り介護についてはですね、高吾北組合でも 4 年ほど前に導入について検討した経緯がっております。その時は土曜日に、土日祝日夜間の時間帯に医師の確保ができないこと、また、看護師は 24 時間連絡できる体制を確保しなければならないため、看護師を増員しなければいけないことから見送った経緯があると、回答させていただいております。

特養でのみとりの介護のニーズは高まってきておりますが、みとりを導入するには課題も多くありますので、今後、構成町の担当課と協議をさせていただきですね。現在、協議作成中の経営戦略、非常に厳しい財政状況となっております。その中でも議論をする必要があろうかと思っております。

確かにメリット、デメリットがあるのは承知をしておりますが、どちらが大きいかで判断するというのも非常に難しいことですので、尊厳を守りながら十分なみとりができるかどうかということや、嘱託医の協力体制また看護職員の体制や施設の修繕など、ハード面など、様々な課題において、導入にはハードルをやっぱり認識をしておかなければならないということもありますので、利用者の最期の、人生の最期に関わる意味という意味で非常に重要な業務であるため、ハード面ソフト面とも十分な体制を整える必要があります、様々な検討が調整が必要になると思われることからしっかりとですね、事務組合とも協議をさせていただき、構成3町とも協議をしどうすれば導入できるか。できないばかりではなくですね、どうすればできていくかということをしかりと3町そして事務組合と協議をしながら、検討してまいりたいと考えております。

先ほどから申し上げておりますが、経営戦略の策定後に、やはり協議、検討する必要があると考えておりますので、その辺は3町の首長ともしっかりと協議を終わっておりますのでよろしくお願い致します。

9 番（坂本玲子君）

広域はですね、やっぱり公的な機関ですので、もちろん戦略とかで経営も大事でしょうけれども、住民の満足度っていうのが一番大切にされるべきところですので、ぜひそれを考慮して検討をしていただきたいと思います。

さて、町単独でできる訪問看護ステーションについてお聞きします。以前にお聞きしましたが、佐川町の高北病院でも訪問診療や訪問介護を実施しているとのこと。2022年9月議会で、この訪問看護ステーション設置について質問をいたしました。

その時町長は、訪問看護ステーションの実施につきましては、在宅医療のニーズが高まり、住民の皆様からの要望もあることから、実施に向けてはデータの収集や調査、または人員確保などの点もありますので、町財政そして関係機関ともしっかり協議をさしていた

だきまして、地域になくてはならない公立病院として住民の皆様の
ご要望に可能な限りお答えしていかなければならないと考えており
ますので、実施に向け病院事務局でも、今後しっかりと検討してい
きたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います、
とのお答えでした。

これはもう、すぐにやるつもりだよという意思があるように聞こ
えましたが、そういう理解でよろしいですか。

町長（片岡雄司君）

そういう理解ではありません。しっかりですね、協議をさせてい
ただいて、どれぐらいの費用がかかってどれぐらいの単費というか
出さないといけないかしっかりと協議をさせていただかないと、は
いやりますすぐ明日から、という話にはなかなかならないので、今
高北病院とも協議をさせていただいておりますので、ご理解をお願
いしたいと思います。

9 番（坂本玲子君）

質問をしてから 2 年近くが経過しております。2 年前には 122 名
の方が訪問看護を利用し、毎月の訪問回数が 80 ないし 90 回とお聞
きしています。

訪問看護の看護や訪問医療での現在の利用数はどれぐらいあるの
か、また訪問看護ステーション設置の検討や調査が進んでいること
と思いますが、その進捗状況をお伺いします。

病院事務局長（宮本福一君）

おはようございます。坂本議員のご質問にお答えいたします。

高北病院では、在宅医療といたしまして訪問診療、訪問リハビリ
テーション、そして訪問看護を提供しております。当院の訪問看護
につきましては、みなし指定事業者として運営をしており、直近の
2 ヶ年の実績は、令和 4 年度月平均対象患者数が 18.4 人、月平均
提供回数が 76.3 回、令和 5 年度は月平均対象患者数が 20.3 人、月
平均提供回数が 84.4 人となっております。

体制につきましては、令和 4 年度から訪問看護師を 2 名といたし
まして実施をしておりましたが、本年度は 4 月からさらに 1 名を増
員いたしまして、看護師 3 名として、基本的には月曜日から金曜日
の 8 時半から 17 時 15 分までを提供時間としながらも、緊急性の高
い当院の患者さんへの対応といたしまして、休日夜間にもオンコー
ル対応を可能として、24 時間 365 日対応を目指しているところで

ございます。当院の訪問看護室をステーション化することに当たりましては、人員配置基準では看護師が常勤換算で 2.5 人ほど必要であるため、実際には 6 人程度の看護師の確保が必要なこと、それに伴いまして人件費、設備など財政面での措置が必要となりまして、事業費は 3 千万円程度必要となるという試算をしております。

また、令和 5 年度に訪問看護ステーションを開設いたしました、当院と同規模の公立病院の状況をお聞きしましたところ、事業収入は約 800 万程度とお聞きをしております。

近隣に訪問看護を提供する事業者の有無でも、状況は変わりますが、当院のみなし指定事業所としての訪問看護は人員配置的にも病院内で一定柔軟な対応ができますので、財政面で厳しい状況の中では近隣の訪問看護ステーションと連携をとり、当面現行の体制により訪問看護サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

今は経営的に難しいということでしたが、この利用がもっと増えて徐々に実績を伸ばしていくことで、経費等、経費と必要経費が、それを上回るようになればというか経営的に大丈夫になれば設置する方向で検討していくとの理解でよろしいですか。

病院事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

先ほど坂本議員におっしゃっていただいたように、病院事業の経営状況が良好となりまして、訪問看護ステーションの事業費を確保できることになれば、在宅での医療ニーズの見込みや、訪問看護師の確保、2 年ごとの診療報酬改定の動向等によりまして、改めて検討してまいりたいと考えております。

9 番（坂本玲子君）

高北病院での訪問看護でみとりまで行った実績はありますでしょうか。

病院事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

2 ヶ年ほどの実績でございますが、令和 4 年度は 2 件、令和 3 年度は 3 件となっております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

事務局長はですね、以前、高知市で介護関係の仕事をされていた

とお聞きしていますが、高知市の特別養護老人ホームで看取り制度の導入はどんなになっていますでしょうか。

病院事務局長（宮本福一君）

介護保険制度は平成 12 年度から始まっておりまして、平成 18 年、2006 年には介護報酬の改定によりまして、看取り介護加算が設けられたということになっております。私が 10 年ほど前にですね、高知市で介護保険制度に携わってございました頃、すでにみとりを行っている施設はあったと記憶をしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そのみとりをするメリットはどんなものだと思いますか。

病院事務局長（宮本福一君）

お答えをいたします。

個人的な考えになるかもしれませんが、高齢化によりまして、介護老人福祉施設や介護医療院などで終末期を迎えられる方が増え続けている中、本人の尊厳を尊重しながら安心して最期を迎えられるという点はですね、非常に重要なことだと認識をしております。

9 番（坂本玲子君）

実はですね、私の周りには、高北病院の訪問医療看護を利用していなくても、越知の訪問看護ステーションを利用している方が複数おります。また町内のみとりをしている老人施設でも、越知の訪問看護ステーションと契約していると聞いています。自宅であるいは施設で最期のときを過ごしたいと思っている人は、今、高北病院が担当している以上にいます。

高北病院は、訪問看護の看護師を 3 名に増やして、町民に寄り添った形での医療の提供ができるように最大限の努力をされていることは非常に感謝をしています。

また先ほどおっしゃられたように、土日祝日 24 時間 365 日の体制で本当に訪問看護ステーションと同じような形でのやり方をしていただいているということで、本当にありがとうございます。

高北病院が実績を積んでいけば、利用者は増加し採算ベースにもなると思います。

この施策は高齢者のみならず、重度の障害者を在宅で見える場合にも大いに役立ち、安心を与える施策です。佐川町民がその地域に住み続けられるよう、ぜひ高北病院にもさらにこの制度を充実させ、訪問看護ステーションを設置していく方向で努力をしていただきた

いと思います。

また、看取り制度を導入することで、特老の収支を改善できる可能性がある施策ですので、住み慣れた地域で最期まで自分らしく尊厳を持って自然な死を迎えられる制度ですので、ぜひ導入をお願いしたいと思います。

2 問目に移ります。カーボンゼロ宣言を、佐川町は今年の3月議会で、カーボンゼロ宣言を出しました。

カーボンゼロ達成のために、町では、町が実施している事務及び事業について、令和5年3月に第三次佐川町地球温暖化対策実行委員実行計画事務事業編を策定し、取り組みを推進しています。目標達成に向けた具体的な取り組みとして、電力使用量や燃料使用量の削減など、職員一人一人が実践する省エネ行動の徹底、太陽光発電と再生可能エネルギーの積極的導入、施設整備の改善、グリーン購入等の推進の4つの方針を立てています。

わかりやすく言いますと、事務事業編というのは、役場が管理している施設とか事業でCO₂削減をしていくということですが、この理解で間違いないでしょうか。

住民課長（真辺美紀君）

先ほど坂本議員がおっしゃった内容で間違いございません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

この前の議会の後に放課後児童クラブの見学を行いました。施設は大きくなり、明るくきれいになっていて子供たちが喜ぶ声が聞こえそうでした。

この施設でCO₂削減のために取り組んだことは何でしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

坂本議員の質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブの建設に当たりましては、まず設計段階で建築物エネルギー消費性能基準、いわゆる省エネ基準への適合を確認をしているところです。

これは現行の法律では300平米未満の建物には適用を求められているものではありませんけれども、設計者と協議の上、適合する設計といたしました。

少し具体的なゼロカーボンや省エネの取り組みを紹介いたしますと、まず木造にすることで、構造躯体や内装仕上げなどに多くの県

産材を使用しまして、環境負荷の軽減を図っております。

また窓には複層のガラスを採用すること、外壁や屋根の断熱材を一般的なものより厚いものを採用するということなどしまして、断熱性能の向上を図っています。その他、LEDを採用するであるとか、高効率のエアコンを採用するなどして省エネ化にも努めたところです。以上です。

9 番（坂本玲子君）

見学をしてですね、私が気になったところは、まず窓やドアのガラスには二重ガラスが使われていますが、その一番外側のガラス窓等の枠はアルミになっていました。断熱性を高めるためには樹脂製のサッシの断熱性が高いと言われていました。

この断熱度の違いをご存じでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

これあくまでも一般的な知識で申し訳ないですけども、アルミ材の方は、軽量で扱いやすく耐久性が高く、価格も安価である。一方、樹脂材のものについては、少し価格は高いですが断熱性にすぐれ、結露等も発生しにくいというような違いがあるというふうに認識しております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も調べてみました。アルミサッシと樹脂サッシでは、断熱度は1千倍ぐらい違うというふうに載っておりました。双方にメリットデメリットがありますが、CO₂削減には樹脂サッシがいいのは明確な事実です。

そのように思いませんか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

単純に断熱性というか、熱伝導率というところであれと比較しますと、樹脂製の方が断熱性が高いということは間違いのないと思います。

9 番（坂本玲子君）

それをですね、もし樹脂製にした場合の建設費はどれぐらい高くなりますか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

あくまでも概算になりますけれども、アルミ製と比べてサッシ1ヵ所当たり約1.8倍ほどの差があるということを、現設計業者様からお聞きしました。ということで樹脂製に変えると、全体、建物全体で約150万円ほど高くなるということでした。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今聞いたところではですね、わずか150万円を節約するためにアルミサッシを使ったことになります。でき上がった後では変更は難しいと思います。

もしこの違いを知っていたら、樹脂製にする選択肢はありましたか。

教育次長（廣田春秋君）

もし知っていたらということでありまして、実際のところ申しますと、教育委員会としましては設計業者さんと打ち合わせをするんですけども、その時にゼロカーボン推進の面で言いますと、木造であるということや、省エネを考慮することなどこういう大きな方針のところは、設計者に伝えて打ち合わせをするところですけども、実際にこの家具とか建具の細かい材質というところまでは検討はしてないとか協議はしてないというのが事実です。以上です。

9 番（坂本玲子君）

協議をしてないと、こういう事実もありますので、ぜひ、今度からですね、そういう協議もしていただいて、よりよい施設を作るようにしていただきたいと思いますが、もう1点気になったところがあります。廊下の部分です。透明の屋根で明るくありますが、夏は暑く冬は寒いのではないかと心配しています。

それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

これも設計段階に戻りますけれども、その時のコンセプトとしまして、3つの教室がありますけれども、それを半分、外のような廊下で結んで開放感のある建物ということがコンセプトでございました。そういうことから屋根も透明にしましたし、床もデッキのような仕上げとしまして、入口も含めてですね三方が大きく開放できる建物というふうにしたところです。

実際、開放感もありですね、子供たちも廊下でよく遊んでいます

が、議員が指摘されたとおりですね、日差しの強い夏、これからですけれども、廊下の室温が上がるということが想定をされると思いますので、現在ターフ等を使ってですね、日除けの工夫をするというふうに施工業者さんと今お話をしているところです。

冬につきましてはこれも日照によりますけれども、一定逆に暖かく過ごせるのではないかなというふうには考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

暑さの対策はね、ぜひしていただきたいと思いますが、開放感も大切ですが省エネも大切ですので、きちんとした屋根を作って断熱をして調光に関しては例えば北側からの採光を考えたら、より良い施設になったんじゃないかなあと私は考えています。

その施設ですが太陽光発電パネルの設置はしていますか。

教育次長（廣田春秋君）

太陽光パネルの設置はしておりません。

9 番（坂本玲子君）

町はですね、事務事業編の方針の中に、太陽光発電等再生可能エネルギーの積極的導入と書いています。

ナウマンに太陽光パネルを設置しなかった理由は何でしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。太陽光パネルの設置につきまして、これも設計の初期段階で検討したところですが、結論としましては設置の経費とその後の修繕費等の経費を勘案しまして、コスト的になかなか採算をとることが難しいということで断念したところです。以上です。

9 番（坂本玲子君）

例えばですね、大きさが同じような発明ラボの事務事業編に書かれている年間電気使用量は1万1千キロワット時、1キロワット40円と考えますと、44万円となります。

これ、設備に例えばパネルをして200万円かかったとしても、5年で元が取れます。蓄電池を入れて、500万円かかったとしても、11年で大丈夫です。

費用対効果、本当にだめなんですか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをします。

すいません、今明確、詳しい数字を持っておりませんが、これは設計業者さんと打ち合わせしたときに計算をしていただいた上で、なかなか難しいんじゃないかというような結論が出たことです。以上です。

9 番（坂本玲子君）

もし費用対効果も考えるっていうことも大切だと思いますが、町の方針に則ってやるべきことも、経費の関係でできないのは問題ですので、ナウマンクラブの利用は日中ですので、日中の電力ではそれを利用できる施設は太陽光利用とか再生エネルギーを利用するっていうことが適切ではないかと私は考えています。以前の質問で、佐川中学校の太陽光システムが壊れていて、2つのうち1つが利用できていないということでしたが、利用して修理をして活用することは考えていますか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

佐川中学校の故障中2基のうちの1基ということですが、はい。これはですね6年度の予算査定時に協議をしたところですが、6年度中に個別施設計画というものの見直しがされるということで、それを待って計画的に実施しましょう、というように話し合いをしまして、6年度の実施については見送った経緯がございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

中学校のですね、太陽光システムの発電量は1台1万1千キロワット時と聞いております。年間電気料が44万円分です。以前聞いたところを修繕費が120万、30万ぐらいでしたので、それなら3年で賄えると思います。そんな計算をしていただいて、すぐに修繕できるのはですね、今あるものですので活用をしていただきたいと思います。

事務事業編の実行計画はすでに発表されています。実施計画は令和5年から令和12年度となっています。その中には、推進点検体制として、各課局に推進責任者を置く、また推進員も置く、温暖化対策担当部署は、この文書では町民課となっていますが、住民課とし、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、目標達成に向けた総合的な進捗管理を行う、と書かれています。

エネルギー使用量や、新しく建てる建物にそういう体制が敷かれ

て実行している、されているのかどうか、お伺いします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 10 時 55 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長（真辺美紀君）

お答えいたします。

点検体制といたしまして庁議となっております、現段階では、毎年そのエネルギーの使用量を調査することだけしかできていなく、PDCAサイクルの中の、Cチェックの部分だけしかできていないのが現状です。

9 番（坂本玲子君）

今回は教育委員会が建物を建てるということでしたが、それらのチェックはできていないということだと思います。ということは、今の状況は全く各課がバラバラで設計担当の事業者が、省エネ基準に達していますと言われればそのままの状況ではないでしょうか。

町長は高らかにカーボンゼロ宣言をなさいましたが、そういう今の状況で目標が達成できるとお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

今のままでですね、すぐに達成ということは考えておりませんがいろいろな施策を対応させていただいてですね、順次それに近づけていかなければならないと考えておりますし、先ほどから質問あります施設につきましてもですね、できるところは太陽光についてもですね、設置をしていかなければならないところなんです、それほどそれこそですね、太陽光パネルを上げるには屋根の構造も変わってきますので、本当にその費用対効果という面ではなかなか厳しいところもあります。

またその太陽光パネルの取り替えもですね、数年後に実施しなければならないと聞いております。それもかなりの費用がかかると、他の市町村からも聞いておりますので、今なかなかすぐには対応で

きていない状況です。またそれとですね、売電価格もすごく下がっておりまして、そういったことも考えてもう少し様子を見ながらですね、次の施設については協議、検討していきたいと思っておりますし、なかなかそういった専門的な知識を持った技術職というのは、佐川町に配置できておりません。私も技術職ではありますが、そういったことは全く、全くと言ってはあれですが少しは勉強させていただいておりますが、努力をしておりますが、なかなか各課のそういういろいろ違いはあるんですが、思いは伝えておりますので、やっぱり委託先にですね、こういった省エネ対策でありますとか最新の部材を活用して、よりよい施設を作っていただきたいということは、重々各課の担当の方にも課局長の方にもしておりますが、やっぱりみんなが使ってですね、いい施設を作りたいというのは思っておりますが、限られた財源もありますので、私自身がですね、もうものすごい施設を作って、どうやということではないと思いますのでその辺はしっかり、委託業者の方にも協議をさせていただいて進めております。

今後ですね、そういった体制は変わらないと思うんですが、なかなかそういった専門技術の人を雇う、確かに建築の職員募集はしておりますが、県内どこの市町村もですね、建築はいない、技術者が募集しても来てくれないというような現状でございますので、なかなか厳しい状況でございますが、なかなかコンサルタントにですね、コンサルの方にしっかりと、そういったことを要望聞いて協議をさせて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

9 番（坂本玲子君）

町長言われるとおりですね、1回建設すれば、それを変更っていうのは非常にお金もかかりますし、なかなかできないことだと思います。

先ほど言った、例えばアルミサッシと樹脂サッシの違いとかを、次長さんは知らなかったと思いますが、もちろん事務専門ですので、そういうことはあり得ることだと思います。建築物を新しく作る時に、それに対して適切なアドバイスができる人が必要ではないかと思います。

C O 2 削減に関しては住民課が担当課になっていきます。ところが事業課は別のところで事業を計画実行し、住民課には多分相談がな

しだと思います。併せて住民課でもその専門知識が十分あるとは言えないのではないのでしょうか。

また、今から区域施策編を委託している方ともお話をさせていただきましたが、国や県に提出する計画づくりの専門かもしれませんが、ＣＯ２削減の実行に関してはあまり詳しくなかったのではと感じています。

やっぱり佐川町が本気で取り組むつもりなら、その専門性を持った人の配置をするか、専門性を育てるか、あるいはきちんとしたアドバイザーを構えるか、そういうふうな何らかのことを考えて、よりＣＯ２削減に向けて進んでいっていただきたいと。

そのＣＯ２削減に本気で取り組むつもりがあるのか、専門性のある方を配置するなり、先ほど言った育てるなり、アドバイザーを迎えなり、そんなことについて町長はどのようにお考えですか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

先ほどから質問されております専門的な知識を持った職員といますか、そういうアドバイザーを置くということもですね、少しは考えはありましたけど、今のところ委託の方とですね、しっかりと協議をして進めている状況でございます。

担当する職員にもですね、少しでも専門的な知識の習得にも努めてもらいたいと思っておりますし、なかなか業務量が大変な中でですね、そういったことも要請はしておりますがなかなか厳しい状況でございますので、ご理解をいただきたいと思いますので、委託先の方々にしっかりと取り組んでいただいております。

9 番（坂本玲子君）

では図書館は今、建築途中ですが、省エネ関係での対策のための窓ガラスやサッシとかはどのようなになっているか教えてください。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。新図書館につきましても省エネ基準に適合したものとなっております。その上で、少し細かい取り組みですけれども、ここも同じように木材を使用しておりますし、建具や家具についても木製ということで主に県産材を使っております。

また断熱性を高めるために、屋根や壁面にそれぞれ厚めに断熱材を充填しておりますし、ガラスについてはＬｏｗ－Ｅガラス、いわゆるエコガラスというものを使用しまして複層のガラスにしております。

ます。

また一部構造上どうしても必要なものは除きましてほぼ木製の窓枠というふうにしております。

建物自体が天井が高いということもありまして、そういう観点から床からの輻射による冷暖房設備と、壁からの冷暖房空調設備を併用することで居住域、人のいるところを効率よく空調して省エネ化を図ることとしております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

新しい図書館はですね、本当にかかなりすばらしい設計じゃないかなと今お聞きしたときに思いました。

木は非常に断熱性がすぐれていますし、また日本の森で育てた木材利用はそれだけでＣＯ２削減に寄与しています。木材の対応は非常に有効な活用だと思います。やっぱりその図書館建設に関しては、委託業者さんのＣＯ２削減に関する意識の高さっていうものを感じます。

省エネ基準に適合していても最善ではない可能性があります。少しぐらい予算が上がったとしても、実行していく必要性があるのではないのでしょうか。

後から変えることは、かえって費用が高くなります。業者選びもＣＯ２削減に、ある意味専門性を持つ業者を選ぶことも大切だと思いますし、業者さんに設計を委託する場合にも、佐川町がすでに決めている事務事業編に沿った建築物になるよう、きちんと示していくことも必要ではないのでしょうか。

町長、どう思いますか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員のおっしゃるとおり、そのとおりでございますので、そういう方向で進めていきたいと思います。

よろしくお願いします。

9 番（坂本玲子君）

ゼロカーボンシティ宣言を出した佐川町が新しく建てた建物が、事務事業編をすでに作成しているにもかかわらず、それに適合しない建物を作ることがないように、最善の選択をしていただきたいと思います。

今後、すでに建築された建物、新しく建築するものに関しても、明確な方針を立て、各課の役割分担を明確にし、職員全体でカーボ

ンゼロの視点を持って取り組んでいただきたいと思います。

世界中で異常気象が発生しています。急激な変化は地球規模の恐怖になっています。子供たちに明るい未来を手渡すためには、CO₂削減は必至です。しかし私たちは今の利便性を謳歌し手放すことはなかなかできません。昔の生活に戻ることは非常に難しいのではないのでしょうか。

そんな中で、何を改善すればよりよい未来を築けるのか、みんなで考え、一步でも前進できるように努力が必要です。

これは事務事業編は町が独自でできることですので、今年度、区域施策編の計画を作成しますが、これは町民の合意なくしては達成が難しい計画になると思います。少なくとも事務事業編を覚悟をもって達成していくことが大切です。そのためには職員の研修、連携が必須ですし、専門性のある職員の配置アドバイザーを置くなど、そういう業者選びをすとか、そういうところで頑張っていただきたいと思います。

以上でカーボンゼロについてのお話、質問は終わります。

3点目に移ります。保育士の待遇改善をお願いしたいと思い、質問をさせていただきます。

今年より、地域福祉を担ってくれている、あったかのスタッフ賃金が上がって職員はとても喜んでいます。ますます、やる気が出ていい仕事をしてくれることと思います。今までの他の町村に比べ低すぎる賃金でしたので、賃金を高くし正當に評価されることは当然だと思います。

ところで、このコーディネーターの賃金はどのように決まったのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ご質問のあったかふれあいセンターのコーディネーターの引き上げの理由と言うことでお答えをさせていただきたいと思いますが、坂本議員おっしゃっていただきましたが、このあったかふれあいセンターの職員の給与につきましては、初任給の位置付けとか、経験年数による昇給など、町独自の運用基準を定めておりますけれども、他の市町村と比べてかなり低水準の給与であったことに加えて、地域福祉の拠点としての役割が大きくなる中で、より専門的な対応力が必要になってきており、令和6年度からの町の会計年度任

用職員の待遇改善のときに合わせまして、このあったかのコーディネーター、その他スタッフにつきましても、大幅に給与改善を図ったということでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

コーディネーターの初任給は会計年度職員の保健師の1年目の賃金と同等となっております。また10年後の賃金は、2-11に近い賃金になっていきますので、この賃金が適切な賃金であるとお考えになったということですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このあったかふれあいセンターのコーディネーターの位置付けにつきましても、おっしゃっていただきましたが令和6年度からですね、この町の会計年度任用職員が使います、町の一般職のですね、行政職給料表、これの号給に充てまして、1-17という号給を使っております。これについては、会計年度任用職員の、町のですね、会計年度任用職員の、職別基準表の保健師の5年、経験5年未満の保健師に該当する位置付けという形になっております。

これにつきまして、この位置付けをどうしたかと、どういうふうにしてここに位置付けたかということでございますけれども、これは県のですね、あったかふれあいセンターってのは県独自の事業なんですけれども、県の補助要件として、1カ所につき1人の配置っていうのが義務づけられております。コーディネーターは現実的に現場の正規責任者としての役割を担っておると。これは必ずしもコーディネーターについてはですね、資格を有するっていう要件はありませんが、他の市町村ではですね、事業の特殊性、特性を考慮して、例えば社会福祉協議会や、福祉サービス事業者に業務委託する場合が多くて、その役職はですね、社会福祉士とか、保健師などの専門職がコーディネーターとして配置されることが多く見受けられるというところで、佐川町におきましても、佐川町の場合は社会福祉協議会とかいうことではなくて各地域組織に委託しております。

他の市町村とは少し違いますけれども、その職務内容に照らしてそういった保健師の5年未満の基準を適用したということでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

コーディネーターには資格が必要ではないけれども、保健師の賃金と同じにしたと。今年度こういった予算を立てたということは、町長も同意してのことだと思いますが、町長はどう考えてこの賃上げを認めました。

町長（片岡雄司君）

やはり先ほど健康福祉課長がお答えさせていただいたようにですね、処遇の改善というのは必要であるということと、低いというところもあって上げさせていただいているところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も本当にそのとおりだと思います。あったか職員の皆さんの頑張りは、地域福祉に大いに貢献していると思います。

私はあったかの賃金が上がったら、当然保育士の賃金も上がったと思って、課長に会計年度の保育士の賃金も上がったのですか、とお伺いしました。課長は会計年度保育士はなっていないとの答えでしたので私はびっくりしました。ある職種の賃金を決めるとき、それに関連する他の職種の賃金も整合性を考えて、変えていくことが普通だと思いますが、課長いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

先ほど申しましたが、あったかふれあいセンターのコーディネーター職員の給与改善については、あくまで他の市町村との比較の中で、余りにも低いということ、それから会計年度任用職員について令和6年度から勤勉手当が支給されると、そういうタイミングも併せて実はあったかふれあいセンターの職員については、期末勤勉手当、いわゆるボーナスというものがなかったという、こういったことも踏まえて給与改善を図ったということで、保育士の給与改善との比較ということではございません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

保育士のことは考えずに県下で比較してやったと。それで、それは適正でしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをします。

あくまであったかふれあいセンターの職員改善ということで改善

を図った。健康福祉課の方からですね、予算要求をして査定を受けて、要求をみていただいたということでございます。

保育士の比較ということでございますが、保育士もそうなんですけど他の職種会計年度任用職員というものがございます。この基準につきましては町の考え方が統一してですね、初任給の位置付けをしているということですので、仮にそれを見直すということであればすべての職種を見直すということになるかと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

もちろん今ね、私は保育士の話をしておりますが、すべてをそういう賃金を変える、賃金単価を変えるときにはやはりすべてを見直すような、見渡してやるべきことではないかと、本当にあったかの方は頑張ってくれていますが、では、その公立保育所に勤めてくださっている保育士の会計年度職員についてはどのような評価をされていますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の保育士さんの給与、これについてはですね、まず給料表の位置付けでいきますと、保育士、保育所で勤務する保育士ということでは号給でいきますと、1－12ということで初任給の位置付けがございます。これについてはですね、令和2年度、会計年度任用職員の制度が、佐川町導入されておりますが、スタートは1－9ということでございました。

その後、国の保育士等ですね給与改善の改善措置がありまして1人当たり9千円程度の給与改善という話があった中で、佐川町の初任給の位置付けについても、このときにですね、協議をさせていただいて、3号給アップして1－12に位置付けをさせていただいているという経緯がございます。ですので、そういったところも踏まえて保育士の適正な給与改善は図っているというところでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

保育士も少しは上がってるよということですが、ではあったかのコーディネーターとして比較してどうなんですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

あったかふれあいセンターのコーディネーターと保育士の比較と

いうのはですね、それぞれの仕事の内容が違いますので、なかなか単純に低い高いという議論は難しいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

もちろん職種が違えば仕事の内容も違いますが、例えば無資格でも構わない方とその国家資格が必要なところと、この賃金差、保育士は初年度 1－12 で 17 万 4 千円です。あったかのコーディネーターさんは 1－17 で 18 万 1,800 円、1 万ぐらい違いますよね。

それから最終的に幾らまでになるかっていうところで、保育士は最高に 4 段階上がって、最高に上がって 19 万 4 千円、コーディネーターは 22 万ちょっと上がると。これを見て単純に比較はできんとか言う問題ではないと私は考えますが、やっぱり整合性をね、今上がったことで、私はそれを文句言うことではなくて、やっぱり整合性が取れるように何らかの対策が必要じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

もちろんですね、町が雇用する直接の会計年度任用職員とあと、あったかの事業につきましては各組織に委託をしている事業です。ですので直接雇用はしておりませんけれども、委託事業としてそのまま委託料を支払いしている中での職員人件費、これでいうと人件費の積算というところでいきますとやはり全く同一に比較をしてみるというのは難しいんですけれども、ただそこに均衡というかですね、そういったところを図っていくことが必要であろうというふうに思います。

その中で、あったかふれあいセンターのコーディネーターの段階的にですね、給与改善といいますか号給がアップをしていくというのは独自のあったかふれあいセンターをですね、やるときに考えたような、委託事業の中で考えた経緯がございます。

そういったところと、あと期末勤勉手当はこれ逆に支給をされてなかったというふうな経緯もあります。ですのでそういったことも全部含めながらですね、どういった給与体系、それから賃金の保障といいますか、そういったものを考えていくかというのは、今後ともですね、比較検討それから保育士については、民間の保育所もご

ざいますので、そういった比較検討も行いながら対応はしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

保育所はですね、子供の成長で最も大切な時期で、人生を決めると言ってもいいような施設です。専門的な知識を持ち、なおかつ経験を積むことによってやっと1人前の保育士になります。

毎年毎年研修と経験を重ね理想の保育士になれるよう一生努力が必要な職業です。それは命を預かり未来を預かる仕事だからです。

しかし近年、保育士不足の実態はますます深刻化しています。厚労省の調査で、保育士養成学校を卒業して、保育士として就職するのは約半数。その理由は低賃金と休暇の取りにくさです。子供の命を育む施設で大きな責任がありますが、それに見合った賃金が保障されないのでは、他の職業に就きたくなるのも納得がいきます。

佐川町でも会計年度の保育士は、国家資格を持っているにもかかわらず、低く抑えられている現状があります。

また本来なら、正規職員を配置すべきなのに、会計年度職員のまま10年20年と勤めていただいています。佐川町の正規の保育士の比率が、保育士だけで考えますと半数以下だという、あきれた状況にあります。

保育士を探すのに園長は非常に苦勞をしています。会計年度職員の職員給については、国は、常勤職員の勤務の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものであると明記されています。

また、その保育士については特別に言われていまして、会計年度職員である保育士について、勤務経験などにより一層向上した能力を踏まえた職務を行うことを考慮し、給料額等を設定するよう留意してくださいという特別にこれは書かれております。

ところが、保育士は何十年やっても4回しか、給料が会計年度職員の4回しか上がりませんので、適正に報酬が決められているとは考えられません。

例えばあったかの方は10年間上がりますよね。それから先ほど出されていた保健師の方は、経験なしの方の雇用と、5年以上の経験の方との雇用で、結局保育士は4回しか上がりませんが、保健師は2つの雇用を作ることによって、8回上がるような形になってい

ます。

それを考えますと、今のままの保育士のこの賃金、会計年度の賃金は適正ではないと思いますがどうですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

坂本議員ご指摘のとおりですね、保育士っていうのは、社会全体において重要な役割を果たしている職種であるにもかかわらず、保育士不足っていうのは全国的に深刻な問題となっておると。保育士のなり手不足の一因として、他の職種に比べて給与水準が低いということは常に指摘をされておるところだと思っております。

会計年度任用職員の保育士については、一方ですね、勤勉手当の支給ということで一定の給与改善は図られておりますけれども、今後、先ほどおっしゃっていただいた保育士に対する、国の文書であるとか、そういったものを確認をさせていただきながら、今後ともですね、国とか地方自治体の動きとか、あるいは民間の保育所における処遇改善、情報収集に努めてまいりたいというふうには考えております。以上です。

町長（片岡雄司君）

おっしゃる内容、保育士の処遇改善につきまして、先日ですね、先月の5月の14日と15日にですね、この仁淀川地区の町村会というところでの町、日高村、私、越知町、仁淀川町とですね、こども家庭庁、財務省、そして県選出国會議員の方に要望をしてまいりました。

その中で少子化対策の推進及びこども・子育て政策の強化についてということで、こども家庭庁の方に、保育士の処遇改善という文書を入れておいていただきましたので、ちょっとその文章を読み上げさせていただきます。

保育士の給与が適正、適切な水準となるよう、長時間の開所による変則的なシフトや、多様な背景を持つ児童への対応など保育所の勤務実態に合った公的価格を定めること、また加えて、公的価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に、直接反映するための基準を導入すること、また市町村の財源力によって、保育の地域格差が生じることがないように、公的価格や各種補助制度について、全国統一かつ総合的に、保育士の人材確保及び定着化の取り組みを強化、充実させていただきたいという要望をさせていただいております。

やはり地方からですね、こういった要望をしていくということが大切であるということで、町村会とも、各支部によってですね、こういった要望を国の方にさせていただいております。

こども家庭庁の方もですね、実態は把握しているというところでやっぱり課題であります保育士の配置が3割を見通せないというようなデータも出てきておりますし、課題としましては正規職員の採用でありますとか、会計年度任用職員の採用が多く出ているということも聞かせていただきました。

やっぱりこれからも引き続きですね、佐川町だけで、各市町村だけでですね、なかなか厳しいところもありますので、国にはしっかりとこういったことを要望しながら、市町村を助けていただくような要望活動を行っていきたいと思っておりますし、できることを先ほど、健康福祉課長が申しましたが、国の動向も見ながらですね、対応していきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

もちろんそのとおり、国へも強く要望していただいて、保育士のなり手がもっと増えるようにまた、やっていただきたいということは大きな前提ですが、今話をしているのは、町が幾らにするかという話をしてます。会計年度、少なくとも初任給は同等以上から上がらない。上限の賃金も、せめてコーディネーターぐらいの賃金以上にすべきだと思いますが、それについてちょっと改善についてきっちと検討をしていただけますでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

先ほども申しましたが、保育士の会計年度任用職員の具体的見直しにつきましては、会計年度任用職員全体の給与水準や、町財政に影響を及ぼす他、町内の民間保育所への影響も大きいため、総務課や関係者との協議を継続しながら、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

検討課題ってということは検討をするということですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

少なくとも総務課の方とは協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

先ほど来言っておりますように、処遇に関しては、やはり課長も言うように、会計年度職員全体のことも考えなければいけないというのは、私も思いますし、それがその委託先の部分も当然整合性があるような処遇にすることが必要かと思います。その整合性が今、崩れている状況ですので、ぜひですね来年度に向けて、速やかに整合性がとれるような賃金体系にしていきたいと思います。

例えば先ほど言いましたように、初任給の場所がそこであっても最高金額はここまで上がるよっていうところで変えるとかいろんな変え方があると思うんですけども、やっぱりそういう全体のバランスも考えてやっていただきたいと思いますが、総務課長はどのようにお考えですか。

総務課長（片岡和子君）

会計年度任用職員の給料についてなんですけれども、会計年度任用職員さんいろんな職種がございまして、当然基準、職種別基準表、ご覧になっていただいていると思いますので、ご存じだと思うんですけども、総務課といたしましても、たくさんある職種それぞれに、お給料が低いとか高いとか、なかなかこう判断ができるものではございませんので、職種別っていうことと併せて、もう1つ会計年度任用職員っていう大きな枠の中で、検討していくのも1つかなあと考えておりますので、ちょっと歯切れの悪い答弁ではございますが、いずれにいたしましても、担当課、所属長などとは協議をさせていただく内容になってこようとは思っています。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にね、しっかり考えていただきたいと思いますし、あつたかの賃金が上がったことについては、本当に正当な評価だと思いますし、上がってよかったなあとと思いますが、しかしそれに応じて、国家資格がある会計年度保育士も賃金が上がるのは当然ねと。あつたかのコーディネーターは10年間上がり続けるが、保育士は4年で上げ止まりになると。地域福祉を担い、子供の未来を担う職場ですので、誇りを持って仕事を続けられるように、賃上げを実施し待遇改善をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 9 番、坂本玲子さんの一般質問を終わります。

ここで食事のため、13 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番、田村議員より、午後より欠席するとの届け出が出ております。

引き続き、一般質問を行います。

引き続き、5 番、橋元陽一君の発言を許します。

5 番（橋元陽一君）

5 番議員、橋元陽一でございます。

通告にしたがいまして質問をしてみたいと思います。

最初に、さきの 3 月議会の質問の中で確認をいたしました。佐川町が、自衛隊からの要請で町民 18 歳、22 歳の住民基本台帳の 4 項目の情報を提供しているとの回答を受けました。

今議会で、それに関わりまして、経過や町としての対応について質問をしてみたいと思います。

まず、自衛隊の閲覧を受け始めたのはいつ頃からなのか、どのような形式で閲覧が行われてきたのか、説明を求めたいと思います。またそのときの担当窓口はどこにあったのか、併せて説明をいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

閲覧を受け始めたのはいつ頃かというご質問ですが、平成 25 年度以前の記録が残っていないため、正確な時期は不明でございます。担当窓口につきましては、当時の町民課の窓口であったと思います。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

2013 年ぐらいから閲覧が開始されたということでもあります。

従来のこの閲覧の形態からですね、紙媒体だと思うんですけども、提供に変更した時期はいつなのか。

それに関わって誰からの要請がいつあって、町としてどの執行機関で協議をして、決定をして提供するようになったのか、経過の説明を求めたいと思います。併せて閲覧から提供に変更したときの窓口の変更はあるのかないのか、併せて説明を求めたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

自衛隊への募集対象者の情報提供につきましては、平成 26 年度から従来の住民基本台帳の閲覧から、紙媒体での名簿の提供に変更をさせていただきます。

変更いたしました経緯につきましては、平成 26 年 6 月に自衛隊地方協力本部からの要請を受け、同年 9 月に町長の判断により決定をしております。なおそのときより、担当窓口が総務課の方に移ったように聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

閲覧が平成 25 年にまで行われて翌年から提供に変わってきているということであります。

その提供の仕方についてですけれども、紙媒体なのか電子データなのか、あるいは他町村にもあるような宛名シールでの提示なのか、提供の形式についてもちょっと確認を求めたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えいたします。

提供の方法につきましては、紙媒体となっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

現在も紙媒体での提供というふうに確認していいのかなと思うんですけれども、この閲覧から提供への対処の変更について、町として、町長の判断で対応されたということがありますけれども、他町村の動向を、提供に切り替える段階でですね、把握されたのか、もし他町村の問い合わせをして把握されたのであれば、どの範囲ぐらいまで問い合わせたのか、説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

残っている資料、文書では確認した記録はありませんでした。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そしたら閲覧から提供については町長の判断で、特に他の町村でも問い合わせもしてないというところでもあります。

先ほどこちよつと町長の判断なので庁内での執行機関では協議した経過は協議してないという確認でいいのか、併せてお願いします。

総務課長（片岡和子君）

残っている資料を見ますと、町長からその当時、閲覧をさせていた町民課の方に確認といいますか、どうやろうかっていうようなお話をしたようで、町民課の方からは、町長の方に紙媒体での提供は難しいというような答えが返っていたようですけれども、町長の判断によりまして、そのときから紙媒体の提供に変えたというふうに理解をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

担当課の窓口も町民課から総務課の方に変更するような対応の仕方をしている経過が確認できたのかと思います。この問題点についてはまた後で少し触れたいと思います。

町としてこの情報提供するにあたり 18 歳、22 歳、同一に扱う根拠ってというのは自衛隊からの要請に基づくものなのか、何か提示するにあたって国等から含めて何か基準が示されているのかどうか。

また 18 歳、22 歳に相当する期日の指定についてですけども、自衛隊が求めていく提供の期日と、町民の 18 歳、22 歳の誕生日との大きなずれもあるかと思うんですけども、どういうふうにこの期日を設定、選定しているのか、説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

本町に対しましては、18 歳に達する方についてのみの依頼となっておりまして、18 歳に達する方について、情報提供を行っておりますので、根拠とか基準に対しては検討を加えてはおりません。

また、18 歳に達する方をどのように選定しているかということでございますが、その年の 4 月 2 日から翌年の 4 月 1 日の間に、18 歳に達する方、つまりその年度内に 18 歳になられる方を選定しまして、提供をさせていただいております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

22 歳は対象外にしてるっていうこともちょっと明らかになったのかなと思います。

自衛隊の方から求められているその提示の期日ってのは、毎年決まってるのか決まってないのか、大体この時期ってのが決まっていたら説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お恥ずかしい話ですが、担当の方に任せておりますが、ちょうど今頃、名簿の提供の依頼があつてるように記憶をしておりますが、なお確認いたしまして、後ほどお返事させていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

5 番（橋元陽一君）

じゃあよろしくお願いします。

それで、これまで 2010 年からですね、提供を続けてきておるといふことですが、町民に対してこの情報提供について何らかの説明をしたのかどうか、議会、広報等もあるかと思うんですけども、町民に対しての情報開示については開示の説明について、どう対応したのか説明いただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

特に町民の方に対しまして、周知を行った事実はありません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

町民への説明もない、ということであります。18 歳の対象者の方々が、自衛隊の方に情報提供されたわけですが、これまでその提供されたことを知って、町に何らかの異議申し立て等があったのかなかったのか。あったら、具体的な、構わない範囲で説明いただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

異議申し立てが今までにあった事実はありません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

それは本人が情報提供されたことを知る由がなかったので、そういう事態になつてのかなとも思うんですけども、この提供を望まない町民の方も当然いらっしゃるかと思います。その場合、その旨を申し出る手続きっていうのは設定されているのか、されてないのか。そうした申請手続きについてどういう方法で周知しようとしてるのかしてないのか。

この手続きに関わって、説明をいただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほど橋元議員がおっしゃられたような手続きを取っている、取り扱いをしている他の自治体があることは承知をしておりますけれども、本町につきましては、その取り扱いを行っておりません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そういった中で、全国的にもですね、この問題が大きな問題として取り上げられて裁判にもなっている事例があります。

質問の打ち合わせのとき私間違っていましたけど、京都ではなくて奈良市の高校生3年生が、憲法14じゃなくて憲法13条、プライバシー権を規定したものに対して反すると。これ、まさにこの個人情報保護を侵害する問題だとして、市と国に損害賠償を求める訴訟を起こした事例が新聞のほうでも報道されているところであります。

このことについて、担当の方として、周知されてるかどうか確認させてください。

総務課長（片岡和子君）

お答えいたします。

奈良市の高校生の件ですけれども、報道で知っている程度のことです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

こうした個人情報を扱う場合については町内にも町長の委嘱でですね、個人情報保護審査会条例も設置されて、5人の委員によって、2年間の任期で審議会が設置されているかと思います。

こうしたことについて、今までの回答であれば、審議会にも諮問をしてないということになるのかなと思うんですけども、その事実関係はいかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

個人情報保護審査会、こちらの方に諮問をしているかというご質問だったと思うんですが、ちょっと資料を確認しないととはっきりとは申せませんが、おそらくしていない、とは思いますが、後ほど確認させてください。

5 番（橋元陽一君）

非常に憲法に基づいた、プライバシー権侵害に関わるような重大な問題として、全国でも自治体が非常に苦慮している対応の事件であります。

また、要請に対して、全国 1,741 市町村自治体がある中で、700 自治体ぐらいが対応していない状況にもあるのかなと思います。対応している自治体も、対応がまちまちであるという状況であります。

なぜ私がこうしたことを取り上げるかといいますと、少なくとも個人情報保護条例で一定の規制があるもの、また住民基本台帳法第 11 条については、閲覧についてのみ許可をしていると、提供はしていないという法文の解釈があるんじゃないかなというふうに思うんです。

こうしたことを先に答弁いただいた町民課の担当の方々も迷われたんではないかなというふうに思います。こうした事態に関わっては、少なくともですね、本人が提供を拒否できる手続きってのはどうしても必要ではないか。この対応そのもの、根本問題にも関わる問題ですがその前に、こうした手続きの問題もきちんと保障されなければならないと思うんですけれども、そこらの見解について、現時点での町としての見解を求めたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

この件については全国でいろんな議論があることは承知をしているところですが、当町といたしましては法令等にしたい業務を進めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

法令に基づいて対応している自治体が多数を占めてる中でも、様々な問題が出てきていると。県内でも先ほど課長の方からの答弁がありましたように、手続きについては拒否をする手続きを実施している自治体もあります。

改めてもう一度、こうした事態の中で、個人情報保護審査会を開いて、あるいは担当課の総務課含めてですね、改めてもう 1 回議論をして、検討すべきじゃないかと思うんですけれども、もう一度この件、申請手続き等の導入について検討していく方向はないのか、もう一度ご見解を確認させてください。

総務課長（片岡和子君）

先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、今まで審査会の

委員の方にご意見を伺ったことはありませんでした。ので、審査会の委員さんも、現在5人の方に委嘱をしておりますので、また機会があれば、そういったことについてもご議論いただくような機会が設けることができると考えます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひ審議会への対応と、それから申請手続きを導入するようなことも含めて、検討していただきたいということと、併せてですね、町民の皆さんにもこうした対応をしてるということは、ぜひ周知をしていくことも検討して、いただきたいということを強く求めて、この件に関しての質問を終わりたいというふうに思います。

2つ目のテーマに入ってまいります。

佐川町教育委員会が、教育研究所を中心にして、調査された町内1,200名を超える子供の生活リズム実態調査で、町内の子供たちの生活がメディア漬けになっていることも把握をされ、その改善に向けた取り組みを進めるプロジェクトチームを立ち上げて対応されて3年目に入ってきてるのかなというふうに思います。昨年も様々な町内での事案、懸念される事案が起きてるところであります。

1つ目でございます。年度が変わりまして、今年4月、新しく入学した小学校1年生、中学校1年生の動向について、入学後のこの2ヵ月間過ぎたと思うんですけども、入学後のそれぞれの具体的な子供の生活、学習状況等について、何か把握されてることについて説明をいただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

橋元議員の小学校の新1年生、中学校新1年生の生活学習の状況についてのご質問にお答えをいたします。

学校での様子、それから特に中学校は昨年度この時期までにですね、登下校の様子についてのお叱りを随分地域からいただいておりますがこの辺りを見ましてもですね、全体に落ち着いて学習や生活に取り組んでいる様子が見受けられます。中学校の登下校についての苦情もほとんど聞いておりません。

それとただし、それぞれに課題を持つ子供さんはやはりおいでますので、学校が個別の対応や保護者との連携を丁寧に行っているということがございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

今年は子供たちが落ち着いて小学校、中学校の生活をスタートさ

せたというところであります。

それにあたってやはり今年、去年の状況を踏まえながら、今年入学する子供たちに対して、小1ギャップ、中1ギャップを乗り越えていくために、いろいろな方が対応をされてきたのかなというふうにも思います。

保育、小学校、中学校、それぞれ共同して保護者を巻き込んだ取り組みが展開されたのではないかなと予測もするところですけども、何か特徴的なことがあれば、ご説明いただけたらなというふうにも思います。

教育長（濱田陽治君）

小1ギャップ、中1ギャップを乗り越えるためにした対応ということについてご説明申し上げます。

まず小学校入学の例を、斗賀野小学校の例でご説明をします。斗賀野小学校では保育所と連携して数年来取り組んでおります、非認知能力を育てる花まる学習会の「Atelier for Kids」の取り組みに加え、入学前に学校生活にならすために、3月に実際の教室で授業し給食を食べるという体験学習を実施しております。

また保育所、園との連携や保護者への情報公開の中で、学校生活に不安を抱える子供さんについては、入学前に早期の教育相談や親子が同席して学校でサポート会議を実施するなど保護者の入学に向けての対応も例年より進んでおりました。

次に、中学校進学への対応の例ですけども、学習や友達関係の変化に事前にならし、中1ギャップを予防するために昨年度から佐川中学校区の3小学校の6年生が1カ所に集まり、模擬的に学級を作り、中学校の教員から授業を受ける取り組みを3回実施しております。

なお昨年度から小学生同士のつながりをつくるために、佐川中学校区の小学校1年生から5年生までは、各学年ごとに年間1回集まり、交流学习を実施しております。

また教員同士の意思疎通と、目指すところの共有のために佐川中学校区は、今年度から全教員が授業改善のための授業づくり部会、自主性を育む集団づくりのための仲間づくり部会、児童生徒理解を進め、特別支援教育と生徒指導の質の向上を目指す児童生徒理解部会の3つの部会に分かれて研究する取り組みを始め、小中学校教育

での一貫性を高め、中1ギャップの克服を目指しております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

縦横に学校現場、保護者等が手をつなぎ合ってですね、子供たちの小1、中1ギャップを乗り越えている取り組みが展開されていることを確認させていただけたなと思います。非常に子供にとっては幸せな、佐川で育つ子供たちにとってですね、幸せな大人側からの手だてだかなというふうにも判断するところであります。

ところで、昨年少し問題が発生をした、現在の小学校2年生、そしてまた中学校2年生の子供たちが進級をして、どのようにこう変わったのか成長したっていいですか、そういう変化があるのか、なかったのか。それに関わってどんな手だてがされてきたのか、特徴的な取り組みについてご紹介いただければというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

現小学校の2年生、中学校2年生の子供たちの動向と、この間の対応についてのご質問にお答えをいたします。

斗賀野小学校と佐川中学校の昨年度の1年生につきましては、学校生活になじみにくい子供たちが目立ち対応しているとの報告を受けておりましたが、現在2年生になった様子を見ますとそれぞれに落ち着いて元気に学びに向かっている様子が見受けられます。

なお、課題を有する子供たちへの対応は先ほどご説明を申し上げたとおりです。

さてどのように対応したのかということにつきまして、斗賀野小学校では、1学期の早い時期に1年生保護者への説明会を実施し、家庭の理解協力を求めながら、随時の保護者参観を始め、学校生活になじませるために、1年生の学校生活のリズムを一部見直すと。個別対応の必要な子供たちに一定期間、取り出し授業を実施すると、などを担任を中心に校内でチーム対応するなどの対策を実施しております。

次に、町として導入しておりますLITALICO社による行動分析学に基づく子供理解についての助言、子供理解や仲間づくりについて総合的にご指導いただいている石熊教授、家近教授や、鹿島教授など研究者の助言など、専門家の支援を受け、担任を中心に的確に対応したということが挙げられます。

このような対応に加えて、保護者の皆さんの協力もいただきまし

て、1年生の保護者の皆様のご要望に基づきまして、1月の保護者会以降、保護者と教員がともにリモートでLITALICO社のペアレントプログラムや個別の相談を受け、教員と一緒に聞けてよかったと、今後も続けたいなどの声をいただいております。

このような学校と保護者が一体となった取り組みによって子供たちの成長を助長させる、正常な方向で落ち着いてきており今後の事例にも参考になるものと考えております。

次に中学校、佐川中学校の昨年度1年生につきましては、昨年7月に保護者説明会を実施し、方針を示し、先ほどのような支援を受けて、授業に参加しにくい生徒たちへの個別の支援や、仲間づくりを丁寧を実施しております。

その結果、生徒たちの成長と、また普通学級の生徒数が71名となりまして、昨年度2学級から今年度3学級になったことや、通常学級にしながら、週の時間割の中で個別の支援が受けられる通級指導教室を今年設置したと、いうことも合わせて現在落ち着いた状況が見受けられます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

進級した子供たちも本当に手厚い対応で、普通の子供たちが1日1日成長してる姿が、展開されてることがよくわかるのかなというふうに思います。

前回の3月の定例会のときに教育長の方からも答弁をいただきました。今、中学校2年生のクラスが3クラスになっているところでありました。

3月議会の時点では小規模校の学級編成の対象になって中2は、来年3クラスなんていうことも説明でもありました。ところが、そしたら佐川中学校1年生2年生3年生全体が3クラスになるのかなというふうに、3月議会で受けとめておったんですけども、この少人数学級というか小規模学級になったことによって、さらに学校の手がですね、届くようになったのかなっていうのを解釈してるんですけども、現時点で佐川中のクラス編成がどういうふうに構成されるのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

昨年秋の見通しでは佐川中学校は全学年で3学級となる見込みでしたが、結果として1年生は2学級となっています。

2年生は、先ほど申し上げましたように普通学級生徒数が学年で71名になりましたので3学級となり、各学級23名から24名となっております。

一方1年生につきましては学年で62名となりまして、70名を超える、つまり1学級35人を超えるということですが、これできませんでしたので、2学級にとどまり現在31人の学級となっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

入学段階で子供の増減ですね、学級編成が予想よりは変わってしまうという事態については、致し方ない部分があるのかなと思います。

ぜひまた中1が過密学級になってますので、改めて去年展開された取り組みをですね、しっかり対応していただいて、中1の子供たちもしっかり中学生生活を送れるような手だてを作っていただきたいというふうに思います。

こうした子供たちが毎日の授業でなかなか落ち着きがない子供たちが増えてきている状況が全国的にも指摘されているところでもあります。

また、学校での学びのスタイルも、この年を追うごとに大きく変化をしていって、その影響も子供たちに与える影響は計り知れないものがあるのではないのかなと。

教育D Xを導入するにあたって、文部科学省が2022年、教育の情報化に関する手引きの中で、そうした影響について少し懸念する項目を解説したところもあります。

例えばICT活用における健康面への影響ということで、視覚、目の方ですね、視覚系の影響とか、筋骨格、筋肉や骨格系の成長に関わる影響、それから疲労することへの影響、心理的な影響とかを取り上げているんですけども、ある研究者の方はこうした文科省の指定の仕方が不十分であると、今懸念をされている脳の発達阻害、あるいは目の方でも、軸性近視と言われている深刻な視力に関わる重大な問題にも触れてないと指摘される研究者もいるところでもあります。

こうした状況の中で、今の毎日の授業展開の中で、現場で何か子供たちの様子で苦慮されていることがあるんじゃないかなと思うんですけども、把握されていることについて概略で構いません、説明

を求めたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

議員がご指摘の文部科学省の教育の情報化に関する手引きというものは、目的と導入方法と効果と整備するために重要なことという項目について書かれておりまして、脳の発達とかですね、そういった子供たちの体や心に対する影響についての指摘はそこにはないんですね。

これにつきましては、一般に視力の低下、姿勢が悪くなると、運動不足、精神的ストレスとこういったことが言われます。

大学病院の教授でですね、小児科の医師の先生によく子供たちのことでお世話になっておるのですけども、この先生が言われるにはですね、前頭葉ですね、脳のここですよ。ここ、感情とかですね情緒、コミュニケーションとかこういったところに関わる部位に悪影響を与えるということを言われてます。20分以上続けると必ず影響が出ると、こういうことをしきりと言われております。

町内の子供さんたちについては確かに情緒に偏りがあるという子供さんが実に増えてはおります。よく議会でご説明しておりますように。ただそれが具体的にどう影響したかということまではよう検証しておりません。ただし視力の低下については著しい状況があります。原因の特定はできておりませんがそうではないかなというところでは。

越知町と佐川町の養護教諭の調査によりますと、視力が1.0未満の児童生徒の割合は、小学校1年生で1割から2割程度と、年齢とともに上昇し、中学校3年生になると5割から6割と、国の調査では同様にしくは高く、高校生になると7割を超すということが言われております。

このあたりも、学校現場では非常に心配をしておるというところでは。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そうした子供たちへの影響がかなり深刻な状況になってきているのかなというふうに思います。

この佐川町の教育研究所で生活リズムを改善していくための取り組みに、共同研究者でもある早稲田大学の先生方からも、何かそういう問題については指摘されてることがあるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

早稲田大学の前橋先生からのアドバイスについて、ご説明いたします。前橋教授からデジタルデバイスの過度な利用によりもたらされるネガティブな影響を打ち消しうる外遊びや運動遊びを、幼児期からしっかり奨励していく必要があるという助言をいただいております。

視力については、外へ出てですね、山を眺めるとかですね、緑の中で活動すると。それから運動遊びの中で友達との関わりとかですね、体のバランスをよくするとかということで、これを打ち消していかなくてはけませんよ、ということ言われているということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そうした共同研究者からの提言もいただきながら、現場では何か対応を模索をされているというところであるかなというふうに思います。

前も紹介したかと思うんですけども子供たちの体の中をむしばんでいる様々なことが警鐘もされている事例があります。

土佐市出身で、長山淳哉さんという、ドクターでもあり研究者でもある方がですね、ダイオキシンやカネミ油症で問題になったああいう原因をですね、調べている方であります。

ダイオキシンとかP C Bによる体内汚染、特に胎児から乳幼児期に汚染された場合は、極めて深刻な状況に子供たちが置かれていくという、通常よく使われた内分泌攪乱物質とか、環境ホルモンとか、そういう極めて低濃度で、子供たちにアレルギー等含めて重大な影響を指摘すると、なかなかその低濃度での影響のために、説明が難しい状況でもあるということも指摘もされているところでもあります。

ぜひこうした、子供たちの体の中をしっかりと取れる研究もですね取り入れながら対応していただけたらなというふうにも思います。

こうした生活リズム調査で、メディア漬けになっている町内の子供たちの対応として、学校でタブレットの使用する時間等について検討されていることがあれば、ご説明いただきたい。併せて、学年単年ごとの使用時間、大体設定されてると思うんですけども、大体どれぐらいなのか。

また、家庭の持ち持ち帰り等も含めてですね現状どんな状況なっ

てるか、課題があれば、その課題も概略で構いません、説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

タブレットの使用時間とですね、それから操作についてのご質問にお答えをいたします。

令和3年度にタブレットを全児童生徒に配布した際に、佐川町教育委員会が児童生徒と家庭向けにお示ししました、教育用タブレット持ち帰りのルールの中に、5. 健康としまして、明るい場所を使用すると、正しい姿勢で画面から30センチ以上目を離して使用します、長時間の使用は控えると、30分に1回は20秒以上遠くの景色を見るなど目を休ませると、寝る1時間前には使用をやめると記載し、学校でも指導をしております。

また教育用タブレットの電源は、小学生用は午後9時に、中学生は午後10時に電源が切れるように設定をされています。

次に使用時間についてですが、具体的な時間は集計をしておりますが、各授業で日常的に使用をしております。ただし授業時間中常に見続けているというわけではなくて必要な場面で使用していると。また家庭の持ち帰りにつきましては、必要な課題のあるときや長期の休み等に持ち帰っており、常に持ち帰っているという状態ではありません。以上です。

5番（橋元陽一君）

学校の方もタブレット使用については一定、コントロールをしながら家庭の協力も入れてですね、対応してるっていう状況であるのかなというふうに思います。

こうした学校で使うタブレットだけでなく子供たちは、小学校高学年等になってきたら、スマホとかゲームとかいろんなものを手にしていくのかなというふうに思います。

こうした生活リズム調査を踏まえて、家庭と合わせてですね、スマホやゲームタブレット使用をコントロールする時間、保護者との協力は理解が必要だと思うんですけども、そこら辺で対応されている取り組みについて説明いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

今年ですね、今年度のPTAの総会すべての学校の総会にお邪魔いたしましてお時間をいただいてですね、現在の実態についてご説明を申し上げてお願いもしてありますが、今年度ですね、PT

Aも交えました生活リズム改善推進委員会で主要なテーマとして、これを協議していただくということになっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひ保護者と協力をして、現場の先生方と協力してですね、行政挙げて取り組みを進めていただきたいなと思います。

また併せてそこで、様々な取り組みが重点化されて提起されていくかと思います。

ぜひそういうことも町民全体に周知していただくような手だてもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

さてところでですね、この問題に関わっていろいろ調べておりましたら、新たな言葉に出会いました。

WHOの認定はまだ未定なんですけども、電子スクリーン症候群という言葉で、すでにアメリカ等では、その対応に向けて、臨床を含めてですね、研究がもう進んでいるというところであります。長時間ネットにさらされた状況の子供をですね、どう改善してくのかという視点での取り組みだと思います。

教育長、こういうこの電子スクリーン症候群、聞かれたことがあれば、どんなふうにとらえていらっしゃるか、ご説明いただけたらと思います。

教育長（濱田陽治君）

デジタルスクリーン症候群だったと思いますけど、アメリカの児童精神科のお医者さんであるビクトリア・L・ダンクリーさんという方が提案した、臨床的な概念でこの電子スクリーンによって気分や認知や行動、社会性などに様々な影響を与え、子供の脳と心、社会的な育ちを阻害するのではないかと、ということが言われております。そういうことで警鐘が鳴らされているということは承知をしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

佐川町として全国、県内でもやっぱりこれ、率先をしてこの問題に取り組まれてる佐川町としてですね、こうした事態についても、ぜひどこかで学習していかれるような取り組みをぜひお願いをしたいなというふうに思うところであります。

このダンクリー氏の警鐘を受けて、国内でもですね、ネット問題啓発者養成全国連絡協議会っていうのを開催されて、研究者やドクターを含めて協議が進められて、どういうふうにこれを改善してい

くことができるのか、課題を探っているということでもあります。

ぜひそうした研究成果も、町内の取り組みに生かしていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

以上、子供たちの状況についても取り上げてまいりましたけれども、こうした子供たちを支える学校現場の先生方も大変な状況に置かれているのではないかなというふうにも思うところであります。今日のお昼のニュースでも紹介をされていたところであります。教職員組合が県内の地教委に対して、教職員の勤務に関する実態調査の結果を、報道をしているところでもあります。

学校の中で教員が産休育休に入ったときに、職場の中で喜び合える状況になっていないという指摘がされておりました。大変なことだなというところでもあります。子供たちも大変でありますけれども、教職員も大変な状況に置かれているのかなというところでもあります。

こうした中で、現在、先生方の問題、学級定員の問題等、全国的な課題もありますけれども、直近で 2023 年度の町内の小中学校教職員の定数と実配置数、可能であれば男女別に、そしてまた実際に定数の中に配置できずに、臨時教員も配置されてるのかなと思うんですけれども、実教員配置数と臨時教員の配置数、2023 年についてどうなってるか、説明いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

教職員ということで、ちょっとご説明を申し、ご存じだと思いますけれども、県費負担の教職員、これが教員と事務職員、それ以外に町で負担をさせていただいております用務員さん 5 人。特別支援教育支援員さん 11 人と、現時点ですけど、去年も同様です。校務支援員さんが 2 人、図書支援員さんを 1 人、学習支援員さんが若干でこれは、はい、女性です。それ以外ですね、以外といいますか県費負担教職員というところで説明をさせていただきます。

令和 5 年度の教職員定数は 83 名です。これに対して加配という課題に対応するために、県が特別にとといいますか、定数以上に配置をしてくださる教職員が 13.5 名です。

実配置数は男性 41.5、0.5 というのは半日役ということです。女性が 55 で計 96.5 名です。うち講師、一般に臨時教員、教職員と言われる皆さんですが、11 名です。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そうした加配も含めて定数は、小中学校合わせて定数 83 に対して加配含めて 13.5 ですね、約 100 名近い教職員が臨時を含めて配置をされている状況が確認できたのかなというふうに思います。その中で、2023 年度、小中学校の教職員の中で、産休、病休、産後休暇等含めてですね、産前産後、それから育休、病休の取得状況等について概略で構いません、数的なもので回答を求めたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

病休、産休、育休の取得状況についてご説明を申し上げます。

産前産後休暇を取得した教職員が 3 名、育児休業を取得した教職員が 6 名、病気休暇もしくは休職のものが 6 名です。以上です。

5 番（橋元陽一君）

1 割近い方々が、年の中でそういう病休、育休等を取得して対応してるというところであります。そうした取得された場合、臨時教員はきちんと配置されているのかどうか確認させてください。

教育長（濱田陽治君）

定数内でのですね臨時教職員、つまり定数内で産休になったという場合には未配置はありませんでした。ただしですね、加配の部分、年度途中で佐川中学校に 1 名授業改善のための加配教員がついたんですけれども、県教委の人事担当、私、学校とそれぞれ募りましたけれども、応募がありませんでした。以上です。

5 番（橋元陽一君）

せっかく加配された後の教職員の配置が、病休、休むことによって配置が途絶えたということなのかなというふうに思います。こうした事態が、県内あちこちで発生をしている状況ではないかなというふうに思います。

本来、こうしたことは県行政の教育行政の課題でもあるのかなと思うんですけども、現場を抱えている地教委、町行政の立場からこうした問題に関わってですね、何かこう、課題っていうか、どんなふうにとらえておいでるか、教育長の見解を求めたいというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

定数、先ほども申し上げましたけども、定数内の講師につきましては県教委の人事担当が探して配置してくれますけども、加配とか

ですね、年度途中で急に必要となる事例では、市町村でも探すことになる場合が往々にしてありまして、OBなどに個別に依頼しますが応じてくださる方が見つかりにくいという現状があります。

これはですね、様々ありますけども、若い人たちでですね、教員になろうという方が、以前は若い臨時さんなどは結構探したらあったんですけども、近頃ブラックイメージといいますか、流布しておる関係なんかもあってなかなか手がないということと、OBもですね、なかなか応えてくださらないということです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

地教委の立場から大変苦しい状況に置かれてるということも理解をできるのかなと思います。

本来この教員採用制度の問題、臨時教員の確保、配置の問題などに関わる教員の処遇問題に関しては、県教育行政の課題だというふうにとらえております。

こうした課題についてはですね、教育長の立場から、県の方に何か、申し述べるというのか、提起される場があるのかなのか、あれば、こういうところでいえるよっていうことを紹介いただけたらというふうに思います。

教育長（濱田陽治君）

年に1回ですね、市町村の教育委員会連合会がですね、県教育委員会に対して施策提言といったお願い事といいますかね、提言をする場がありますので、その場に盛り込むということをしております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひそうした提言も生かしていただきたいということと併せて、私たちもですね、子供の数が減っていく状況の中で、やっぱり佐川で生まれて育って学んで大人になっていく、そういう子供たちを支えていくためにもですね、地域ぐるみでこうした問題を受けとめて対応していくことが求められているのかなというふうに思います。大変な現場では、子供たちも先生方も、またそれを取り巻く保護者の方々も、子供の成長でめぐってですね、不安な状況が増えている中で、改めて、学校現場や保護者や行政を地域の方々が膝を突き合わせて、どうするか、何ができるか、そういうことを語り合う場が改めて求められている時期に入ってきてるのかなというふうに思います。

佐川町が先進的にやられたこの生活実態調査を踏まえてですね、そうしたことを仕掛けていただきたいということを強くお願いをして、この項についての質問を終わりたいと思います。

次、３番目の質問に入ってまいります。

町民の安心安全のまちづくりに関わる問題であります。

佐川町は国土強靱化地域計画を立てております。こうした佐川町にとりまして、先に県の知事が、県内の宿毛港、須崎港、高知港の特定利用港湾の指定の受け入れを表明したところであります。

こうした問題に関わりまして、自衛隊がどのように利用するのか。物資補給のため、寄港する訓練をするということですが、その物資補給そのものが、私は軍事機密に関する類するものだと考えているところであります。

決して、自衛隊が平時と有事をどういうふうにご利用を区別して対応していくか。公開はしないというふうにとらえているところであります。

こうしたことに対しまして、もし有事になった場合、補給路を断つために、相手側からは攻撃の対象になる。住民がこうした不安を抱くのは当然のことであるかと思えます。須崎港に隣接する自治体として住民への説明も十分ないまま、県として受け入れ表明し、この対応に関わってですね、隣接する隣の町の首長としての、どんな見解を持っていらっしゃるか、町長の見解をお聞かせいただけたらというふうに思います。

町長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの質問の中の県の特定港湾指定の受け入れについてということで、こちらにつきましては県と国、そして説明のあったのは高知、３つの市の方にはあったのではないかと思います。近隣、特に須崎市と近接している佐川町におきましては、そういった調査でありますとか、意見を求められたことは今までありません。

先ほど橋元議員がおっしゃったように、本当に有事になったときにはですね、補給路を絶つために相手側からの攻撃の対象となるということは本当に私自身の考えですが、不安を感じておりますが、災害時とか地震時においてですね、物資の輸送でありますとかそういったことに利用されるのは当然いいことじゃないかと思っておりますが、詳しい内容については今のところそういった県、国の方か

らも話、調査とか、意見交換会の場を求めてきておりませんので、まだ今のところ、私の立場でこの3つの港についてですね、港湾について、意見を述べるところはちょっと控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

5 番（橋元陽一君）

なぜこういうことを取り上げるかと言いますと、宿毛港は戦前からですね、連合艦隊の基地として位置付けられて、弾薬庫と兵舎等が設置された場所でもあり、また戦艦長門の訓練が豊後水道でも行われた事例もあります。

宿毛ではこうしたことを踏まえながら、商工会合わせてですね、海上自衛隊の誘致等の動きも10年近く前から動きがある中で、こうしたことが浮上してきたと。また県内の国会議員も、2017年3月の参議院の中でですね、こうしたことに対して誘致をするような発言もされているところであります。

こうした中で出てきた問題ですので、ぜひ町長も今、一定物資補給路を断つことについては懸念をするということもありました。ぜひ耳を立ててですね、動きを確認をし、ぜひこうしたことについては提供していただきたいなというふうに思うところであります。

佐川町におきましては、佐川町国民保護協議会条例が設置をされております。委員が定数が20名で設置するというふうに書いてあります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて設置をされたものであります。この会議は常設されているのかどうか。

今回の事態について、会議を開催する計画がある、ないのか含めて、説明をいただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

この協議会ですが、こちらの方は町長の諮問に応じて、また必要に応じて開催されるものとなっております。

今回の事案について、会議は開催はされておられません。今のところ予定もございません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

この国民保護協議会の開催、常設はしてるけども開催の予定はないというところであります。

佐川町が高知県、それから高知市に続いて佐川町国土強靱化地域

計画を 2018 年、計画を立て約 5 年間をめどに計画を立てて実行してきてるのかなと思います。5 年間で、一昨年、2022 年度ですでに終了をしているところでもあります。

この佐川町が立てた国土強靱化地域計画、この位置付けは現在どうなってるのか確認をさせていただきたいというふうに思います。

これは地域計画を立てたことを知りまして、随分と前にこの一般質問でも取り上げて、国と県、高知市等はあらゆる大規模自然災害に対して、致命的な被害を負わない強さ、速やかに回復するしなやかさを持った国土強靱化を実現に向けて取り組みを進めていくということ、回答もいただいているところでもあります。

ところが、この佐川町の場合についてはこの自然災害だけではなくって、武力攻撃への対応も組み入れました。そのことは、この武力攻撃に対しては、国土強靱化地域計画の目的や位置付けと異なる次元で問題ではないかということも指摘もさせていただいたところでもあります。

その指摘に対して、当時の答弁はあらゆるリスクを想定して、強靱な佐川町を作り上げることを目標に、この計画を策定したという回答でもありました。

その間、県内におきましても、早明浦ダムでの米軍機の墜落事故とか、それから 4 年ぐらい前でしたか、室戸沖での米軍機の給油中の事故の墜落の問題。こうした近隣で起きている、軍事訓練中の墜落事故については、リスクは想定をされてないことも指摘もさせていただいたところでもあります。

今回の指定に当たりましては、全国 38 ヲ所の空港港湾が候補に挙げられました。鹿児島県や沖縄県など、4 県 22 ヲ所がこの国の説明が説明不足だと、また、ミサイル攻撃の目標になるんじゃないかという懸念から見送っているところでもあります。

受け入れをした 16 ヲ所中に、県内 3 ヲ所の 3 つの港湾が入っていることになります。高知県民だけではないと思うんですけども、新たなリスクを背負うことになります。

こうした以前の回答からすれば、回答にあった、町が想定したあらゆるリスクにこの問題も取り上げていくのかどうか、そういうことを検討する計画があるのかないのか。現時点で構いません、町としての見解を求めたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃる言いますとおり、現計画につきましては令和 5 年で計画期間が満了しております。

今後におきましては 6 年度に高知県の方が国土強靱化計画の見直し作業を行うとお伺いをしておりまして、この作業を経たのち、本町の国土強靱化計画について、令和 7 年度、来年度に計画更新作業を行う予定としております。

今回の計画につきましては、この佐川町国土強靱化地域計画検討委員の皆様の協議により、内容が検討されることとなります。

現在のところ、この内容につきまして予定されていることについてはないというのが現状でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

佐川町の国土強靱化地域計画を立てるにあたっては、その時その時の情勢を踏まえて協議をしていくという回答もいただいているところでもあります。

先ほど私が紹介しましたように、佐川町におきましては、この武力攻撃事態等に関わっては、国民保護協議会が別途に設置をされているところであります。国土強靱化地域計画の策定とは、また担当が違うのではないかなというふうにも思っているところでもあります。

そうしたことを踏まえて、2025 年度計画策定に入ることですので、そういったところにはぜひ反映をしていただきたいということ強くお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、この国土強靱化地域計画を策定するにあたり、6 年前になりますが、1955 年の本町の人口 1 万 8,785 人のピークから 60 年後の 2015 年、1 万 3,114 人に人口減ってきてると、高齢化人口も 37.7%になっていることを踏まえて、災害に対する対策が検討されて計画が作られたという経過が触れられているところでもあります。

総合計画についてもですね、佐川町まちづくり第 5 期が進行しているところでもあります。あと 2 年で終わるのかなと思うんですけども、この第 5 期佐川町総合計画を立てるにあたって、少子高齢化が進行していく人口動態を踏まえながら、町民参加の手法を取って、当時、世代ごとの町民千人に対して、無作為抽出で 458 名から得たアンケートの分析を行って、世代間の中でこの 10 年間、町として力強いまちづくり事業は、どういうものが求めるかっていうこ

との要望も把握して、この総合計画も立てられているところであります。

こうした長期にわたる計画を立てるときには、住民の声をしっかり受けとめていく手だてってのは大変重要なことではないのかなというふうに思うところであります。

両計画が見直しの段階に入っている中で、これから 30 年、50 年先、町民が安心して暮らせる佐川町のまちづくりのあり方、ぜひ世代間を超えた意識をですね、将来に対する考えや要望も含めて、把握できるような町独自の組織をぜひ立ち上げていくことを検討していただけないかっていうのが、この項に変わっての最後の質問であります。

住民参加の手だて、様々な手法が考えれると思うんですけども、改めてこの国土強靱化地域計画、第 6 期になると思うんですが、佐川総合計画を策定していく時期を迎えている段階で、こうした両計画の策定に関わって、どんな構想を持たれてるのか、描こうとされているのか、見解を求めたいというふうに思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

まず人口動態の傾向なんです、佐川町のまずはその出生数につきましては平成 22 年に 72 名であった数が、平成 27 年には 72 人、令和 2 年度には、59 人、そして令和 4 年には 41 人と、減少の傾向にあっております。

また合計特殊出生率につきましても、平成 22 年に 1.32、平成 27 年には 1.38、令和 2 年には 1.21、令和 4 年には 1.05 と、年度ごとに増減する傾向もありますが、令和 4 年度につきましては大幅な減少というふうになっております。

また同じく、人口動態調査の中です、死亡数。こちらにつきましても、令和 4 年度は 230 人となっており、出生数と比較しましても大幅な自然減というふうになっております。

高齢化率につきましても、令和 2 年度の国勢調査では 41.1%となっておりまして、全国の 28.6%、県の 35.5%を大きく上回っている現状にあります。

高知県全体で見ましても、令和 4 年の出生率につきましては、47 都道府県で最少となるなど、深刻な課題となっておりまして、特に地域に若者が増え、持続可能な人口構造への転換を図るために、本

年度から高知県の方といたしましても、人口減少対策交付金の方、創設をされております。

町といたしましても、この交付金の方を活用いたしまして人口減少対策にこれまで以上に取り組んでいく予定としております。

少子高齢化につきましては一自治体で解決するには非常に難しい問題であります、町内各地域の現状や要望など、しっかりと聞き取り、議論することは人口減少対策や、まちづくりを行っていく上で重要であるというふうに考えております。

集落活動センターなどにおきまして地域の声や意見を拾い上げ、人口減少対策を含めたまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また先ほど橋元議員もおっしゃってましたように、平成28年に策定いたしました、第5次佐川町総合計画につきましては、令和7年度に最終年を迎えるというところになっておりますので、今年度から2ヵ年をかけて新しい計画の策定作業を行ってまいります。

今後の人口ビジョンも踏まえた上で、どのようなまちづくりを進めていくのかなど、住民全体で共有する、将来目標を示しまして、目標達成のためにどのような施策を行っていくのかなど、総合的、体系的にまとめていきたいというふうに考えております。

策定に当たりましては、各地域でのワークショップや、学生を対象にしましたワークショップ、またアンケートなどを行う予定としております。

こうした場で人口減少、少子高齢化の課題につきましても取り上げるなど、今後のまちのあり方を幅広い住民の方と議論した上で総合計画を策定し、まちづくりを計画的かつ具体的に行っていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

新たに次の計画を立てるにあたってですね、具体的な構想も提起もしていただきました。ぜひこの住民参加の手だても十分にさせていただいて、佐川町に住んでよかったというような声広がるまちづくりの取り組みを進めていただきたいというふうに思います。地域の住民として、私もその中に参加をさせていただきたいということも伝えておきたいというふうに思います。

この項では、特定港湾の問題を取り上げての質問に入りましたけれども、私自身は今、こういう問題に関わっては軍備を準備すれば、

軍事力を行使する道に直結していくのではないのかなと。

本当に、すべての国民が安心して暮らせる国になるためにはですね、二度と戦争する国にしてはならない。そういうことを、地方からもしっかり声を上げていく取り組みが必要じゃないのかな。戦後生き抜いてこられた国民の皆さんの思い、願いを踏みにじる方向に歩み出すことがないようにですね、自治体の長も先ほど少し表明いただきました。ぜひ国に対して意見を述べる機会あれば、積極的に発言をしていただきたいということを、お願いをして、この項についての質問を終わりたいというふうに思います。

4 番目の質問に入ります。

3 月議会の時点で、工事や予算の進捗状況について確認をしていただきました。引き続き、年度も変わり 3 ヶ月が過ぎようとしてる現状を踏まえて、質問をしてまいりたいというふうに思います。

この間、さかわ広報でエコサイクル高知の通信が月 1 度配布をされているところであります。

No. 21、No. 22 が最近の問題として取り組まれ、配布されて、本体工事の掘削工事の様子が写真等でも確認ができる状況にあるのかなというふうに思います。

現時点で年度が変わりまして、県の担当課の責任者の異動による交代とか、佐川町もご承知のように、町民課が住民課に変わって担当者の方も交代をするという状況の中にあります。

こうした人事によって交代する時期には、私はこの新産廃施設の工事については、導入を受け入れた確認書に基づいて対応を求めていくことが必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、この異動時期における工事の進捗状況、課題等について、引き継ぎがどんな形で行われてるのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

それでは県の職員の担当課の異動の件についてご説明を申し上げます。

2024 年度の県の担当課の責任者の異動の交代の件ですが、高知県が発表しました令和 6 年 4 月の人事異動によりますと、新産廃施設に係る県の担当課である環境対策課長の異動はありませんでした。

一方、施設整備を担うエコサイクル高知佐川町事務所の所長は交

代となりましたが、これまでの工事の進捗状況や課題等について、前任者からしっかりと引き継ぎを受けていると聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

県の引き継ぎはしっかり手続きが確認をされたという報告であります。不安な要素もなきにしもあらずでございます。

佐川町も課の編成によって、また担当課長の退職もあって交代してるんですけども、佐川町としては担当課については変更があるのか、位置付けが変わってるのか変わってないのか、確認させてください。

住民課長（真辺美紀君）

令和6年度からの担当課は住民課になります。税務課と町民課が統合され、新たに税務課と町民課が統合され新たに住民課が設置されたことにより、旧町民課の業務を住民課が継続して行います。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そしたら町民課が引き継いでこられた業務が、そのまま統合された住民課の方に移行するということらえ方でいいのかなというふうに思います。

10年間で、地域振興策15億円の執行を担ってる窓口でもあります。大変な業務があるのではないかなと思いつつ、課の改編等ですね、担当の方の責任もかなり大きい部分があるということを踏まえながら、質問を続けてまいりたいというふうに思います。

この工期が2年も遅れ、工事費も30億円ぐらいが増額もされている状況の中で、年度も変わり、そして本体工事ですね、本格的にも進んでいるもとで、改めて町として、県との設置要綱に基づいて設置された連携会議、この場で改めて確認の手だてが必要じゃないかなと私は思うんですけども、その設置要綱に基づきますと、県の代表者4名は、副知事、林業環境部長、土木部長、中央西土木所長、越知事務所長のこの4名。佐川町の方は、町長とチーム佐川推進課長、当時の町民課長、今、住民課長になるかなと思います。そして建設課長、この4名で組織される会議であります。

こうした会議、地元で作られています、環境協定書に基づく連携協議会とは全く異質のものだと、行政的な位置付けは違うというふうに私はとらえているところであります。

137 億円もの総事業費で進めていく、この新産廃の事業であります。これから先どういう動向になっているか、しっかり把握しながら年度を踏まえていかんのかなのではないかととらえているんですけども、こうしたことに対して、連携会議を町として、県の方に要請する状況があるのかなのか、説明をいただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

高知県と佐川町の連携会議は、新処分場の施設整備のほか、長竹川の改修や、上水道の整備などの安全対策や、地域振興策に関する方向性を県と協議するために令和元年度に設置された会議であり、この会議での議論をもとに協定書などを締結し、地域振興策などの取り組みを進めているところです。

こうした取り組みの進捗状況につきましては、日頃から県やエコサイクル高知佐川町事務所と綿密に情報共有を行っていますので、佐川町といたしましては、現在のところ、会議の開催は必要ないものと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

佐川町としては必要がない、現時点では必要がないという判断であるということであります。

このエコサイクル高知通信の No. 21、3 月 21 日付けの上空から撮影した写真、そしてまた 4 月 8 日の工事現場での撮影写真が掲載され、次の号の No. 22 では 5 月 5 日付の工事現場の写真が掲載されて、本体が設置される北側斜面の掘削が随分と進んでいる様子が把握できるのではないかなというふうに思います。

ただ、この間、懸念をされた南斜面のスレーキングの起きた状況の進捗状況、どうなってるか説明がありません。併せて、当時懸念されていた重力性変形も現在どうなってるのか。町として説明が受けることがあれば、回答いただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

施設本体工事の南側斜面の工事の進捗状況につきましては、現在掘削が進められているところです。

降雨の影響もあり、斜面でゆるい箇所が出ていますが、専門家の意見も参考にしっかりと調査をしながら、周辺にお住まいの方々の安全を第一に考えて工事を進めていると聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

実は議会懇談会の加茂地区での懇談会の中で地元の方から、本体工事が始まっていて、なかなかどういうふうに進んでるかがわからない、見えないという声も上がりました。

ぜひ、現地の視察ができるような手だてを町にして欲しいという声が上がっております。

佐川町の方に届いてるかどうか確認させてください。

住民課長（真辺美紀君）

現時点で私のところでは地元の方から現地視察をさせて欲しいという要望は伺っておりません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

行政報告でもありました3月21日の地元説明会、また5月に入っての説明会等で、地域の声を受けとめる機会もあったかと思うんですけども、そういう場で出てないという判断をせんといかんのかなと思うところであります。

ぜひこうした声が上がってますので、また議会の方からも町の方に、執行部の方に伝えますので、ぜひ現地調査を、目で確かめることができるような手だても、ぜひ検討していただきたいということを、要望しておきたいというふうに思います。

こうした中で先月の中旬ごろでしたか、かなりの降雨量がありました。これからまた梅雨に入ってしまう。写真を見ますと、掘削したくぼ地には雨水が滞留するのではないかという懸念をすることとなります。

もし掘削した領域に雨水がたまり、あるいは流れ出すと思うんですけども、この雨水はどういうふうの下流域に向かって流れて出していくのか、地下水への浸透も含めて町として説明を受けてることがあればご回答いただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

これまでの県エコサイクル高知からのお知らせでも掲載されておりますとおり、現在埋め立て地内部の掘削が進み、場内には大きなくぼ地が形成されています。

南側斜面など、施設本体工事付近に降った雨はこのくぼ地に一時的に貯留され、そのあと排水ポンプでくみ取り、濁水処理施設で処理した後、水量を調整した上で排水されると聞いております。

また、一定量が地下へ浸透していると考えられますが、地下水の

水質のモニタリング結果に大きな変化はなく、影響は確認されていないと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ポンプが設置されて排水をしているというところであります。

なお、沈砂池も作ったというようなことが通知の中にも説明がありますけども、このボーリング調査を行って本体工事が始まりました。電気探査も行われているところであります。

このボーリング調査を 10 数ヵ所わたって、50 メートルにわたって掘り下げていって、地下水がたまりやすいところたまりにくいところ等も確認もされているかと思えます。

この地下水の水脈に変化があるのかないか、また電気探査で 5 メートルを超える空洞はないとの見解も、報告も受けてるんですけども、この本体工事で掘削した段階でかなり下まで掘ったんですけども、その間、空洞は 5 メートル未満の空洞があったのかなかったのか、説明を受けているか、ご回答いただきたいというふうに思います。

住民課長（真辺美紀君）

工事による地下水への影響等を確認するため、影響を受けやすいと考えられる周辺の井戸で地下水の濁度や色度など、定期的にモニタリングをされております。

現在のところ大きな変化が見られず、集水ピット周辺の掘削による地下水への影響を確認されてないと聞いておりますが、空洞についてはちょっと確認が取れていませんので、後日調べましてお伝えいたします。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひよろしくをお願いします。

地下水は 20 数メートルのところと、10 メートルぐらいのところに 2 層で地下水が流れている説明を受けているところであります。

改めて、現在のモニタリングでは問題がないということでありまして、空洞を含めて確認をしていただきたいというふうに思います。

併せて、本体設置場所の東側と北側には湧水箇所が確認をされているところあります。この湧水箇所に変化がないのか、枯れてしまったとかいうことがあるのかないか、新たに湧水箇所が出てきたとかいう説明を受けてるかどうか、説明いただきたいというふう

に思います。

住民課長（真辺美紀君）

現在のところ、湧水について変化が確認されていないものと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

またしっかり確認を続けていきたいというふうに思います。

No. 22 で、降下ばいじんが 3 月 22 から 4 月 19 で、先月と比べてかなり増加をしているというデータが提示をされています。説明がありませんので、この大きな変化っていうのは、碎石掘削工事が始まってきてますので、こうした碎石の運送によるものかどうか、何か降下ばいじんの増加について説明が受けてることあれば、ご回答いただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

降下ばいじんの測定結果につきましては、県エコサイクル高知からのお知らせ第 22 号により確認しています。

前回と比べて 2 倍以上の数値になっていますが、1 ヶ月 1 平方キロメートル当たり 10 トンという基準値と比較すると、かなり低い数値となっています。降下ばいじんは工事の影響だけでなく、同じ地点であっても風向きや湿度、花粉や黄砂の発生等の気象条件、また季節によって一定の幅で変動するものであり、昨年からすでに行っている掘削工事による影響が出ているものではないと考えています。

なお、エコサイクル高知からは、施工にあたって引き続き排出ガス対策型の重機の使用や、工事現場での散水などの対策を実施するとともに、測定結果を注視しながら、周辺家屋などに影響を及ぼすことのないように工事に取り組んでいくと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

特に 2 倍近く増えた降下ばいじんの影響も工事の影響ではないという判断のようであります。確かめようありませんのでそういう報告を受けとめるしかないのかなと思います。

併せて No. 22 で、河川水の浮遊物量も 2 番目、3 番目の地点で大きな変化がある、というデータが提示をされているところであります。

この河川水の浮遊物についての増加については、説明受けている

ことあれば、ご回答いただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

河川水の測定結果につきましても、前回と比べて数値に変化がありますが、基準値である 1 リットル当たり 25 ミリグラム未満となっています。

浮遊物質量は工事の影響だけでなく、同じ地点であっても測定日前日までの周辺の降雨の状況、河川の状況などによって一定の幅で変動するものと考えられます。

なお、エコサイクル高知からは施工にあたって引き続き沈砂地の設置、濁水処理プラントの稼働などの濁水対策を実施するとともに、測定結果を注視しながら工事に取り組んでいくと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

データの提示だけでするのでやっぱりこうした説明、変化の説明についても、一つ一つは大変だと思うんですけども、何か大きな変化があったときには、ぜひ通信の中で解説もしていただくように要請もしていただきたいと思いますというふうに思うところであります。

予算の問題に変わって入ります。

3 月議会の段階で、まだ佐川町の議会後に行われた市町村の議会もありましたので、増額された市町村からの負担金の決定、その後決定がされているのかどうか、高知市含めて県内 30、高知市含めて 32 になるんですか、決定されてるかどうか、県から報告を得ていてれば、その説明をいただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

総事業費から国費財団民間負担金を引いた、残りの 2 分の 1 を高知県が、3 分の 1 を高知市が、残りの 6 分の 1 を本町除く 32 の市町村が人口割で負担することとなっています。

増加された総事業費も含め、それぞれの負担額は確定しており、各自治体の議会で議決後、エコサイクル高知との変更協定書も締結されたと聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

県内の市町村の協力も確認をできたというところであります。国に対しまして 3 月議会では、当初、4 億円が 9.2 億円に増額をされたこの補助金、ほぼ確定したという回答もいただいているところであります。

年度を越してますので、この4億円から9.2億円に増額された分の国の補助金確定してるのか、確定していないのか説明をいただきたいと思います。

住民課長（真辺美紀君）

昨年の10月に総事業費が増額した際に、財源として国費は9.2億円と説明を受けましたが、その後、国に対する要望活動を続けた結果、現時点、令和6年6月時点では、交付決定を受けている国費が、14億円あまり増加していると説明を受けています。以上です。

5番（橋元陽一君）

3月議会で説明いただいた9.2億円にさらに上乗せをされているという解釈でいいのかなと思うんです。

3月議会ではこの9.2億円に合わせてさらに別途、国費として9億円を申請をしていると。それは今の段階ではなかなか未定だと、いう答弁でありました。ということは、さらに余分併せて増額の要望してる9億円が一定認められているのかなという解釈をしたらいいのかなと思うんですけど、そこら辺のとらえ方は、担当課長どうでしょう。

住民課長（真辺美紀君）

県の方から国の補助金につきましては、事業計画に基づき毎年国に要望しているけれども、来年度以降の補助金額はまだ確定されていませんので、引き続き要望活動を行うことにより、要望額が満額交付されるよう努力をしていくと聞いております。以上です。

5番（橋元陽一君）

前担当課長の方からも、国費の補助が増えれば市町村の負担が軽減されていくんじゃないかという見解でしたので、ぜひそこは引き続きですね、尽力して国の補助金を確保していくために、頑張りたいということをお願いしておきたいと思います。

以上この件については終わります。

次に最後の質問でございます。職員の勤務条件に関する件についてであります。

2020年度から2023年度までの定年退職者、それから若年退職者、若年退職にあたっては把握されている退職の理由等について、簡潔な説明を求めたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

それでは、橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、退職者数についてお答えいたします。初めに、定年退職者数についてですが、2020年、令和2年度から2023年、令和5年度まで、順に2人、5人、2人、0人となっております。

次に若年の普通退職者につきましては2020年度から順に4人、2人、6人、3人となっております。若年の普通退職者の退職の理由についてですけれども、それぞれなんですけれども大きく2つに分かれるのかなと思っております。

1つ目はご家庭の事情によるものです。

また、2つ目につきましては、最近の傾向といたしまして、自分のやりたいことが自分の思い、そういうことが実現できる組織であるかどうか、ということ判断する方が増えてきているということかなと感じております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

定年とそれから若年退職者の数を確認させていただきました。この4年間で、定年も合わせて9名、若年が15名と。意外と若年退職者が多いことを改めてご確認をしたところであります。

ただ、若年退職者の思いっていうのはそれぞれの状況があるかと思えます。こうした若年者の退職に関わってですね、今言われたような理由をもとに、しっかりと分析もし、佐川町の役場に勤める職員の皆さんの勤務条件の改善の課題として、何か結びつけて対応されていると思うんですけども、こうした若年退職者の理由と、職員の勤務条件改善に向かして何か、これを生かしたよとか、今年も新たに8名の方が新採で配置されていると思うんですけども、こうした若い職員の方々に対しての勤務条件改善に向けて、何か生かしてる事例があれば、ご説明いただけたらというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、若年者の退職理由につきましては、それぞれ理由があるところですが、佐川町の職員として働くことを選んでいただき、勤務を始めました職員がやりがいを持って業務に取り組むことができ、働きやすい職場環境を整えることが必要であるとは考えております。

現在、OJT制度の活用でありましたり、また特に採用後6ヵ月

間の職場、仕事での様子を庁議や所属長間で共有して育成に向けました取り組みを実施しているところです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ぜひそういう新採された若い方々に対して、手厚い支援が行われているかと思います。

以前もちょっと紹介しました、斗賀野小学校で新採でこられた先生方に対してですね、職員を挙げて支援をするようなこと、取り組みもお聞きもしてるところです。そうした先輩方からの支援があって、若い人たちは様々な行政の専門家として力を伸ばしていく場面が保障されていくのかなと思います。

ぜひ今、課長の答弁にありましたように、若い人たちへのしっかりとした支援をですね、検討していただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

続けて、一昨年課長のパワハラでそれに対して2ヵ月後に懲戒委員会が立ち上げられて、処分も執行されているところであります。

その後、昨年8月誹謗中傷で町職員が実刑判決を受けたことが、高知新聞にも紹介もされたところであります。

新聞記事を少し紹介をいたします。2022年9月26日付の高知新聞で、佐川町職員名誉毀損で有罪の見だしで、元上司家族への誹謗中傷でインターネット掲示板に書き込み、罰金10万円の有罪判決が8月に確定したとの記事が掲載されました。書き込みの事案はその前の年、2021年6月のことで、高知新聞の担当記者がいくつか指摘もしてるところであります。

経過についてはいろいろ述べておりますけども、もし、元上司が退職した時点で対応し、双方の意見を聞いて対応していけばその退職も防げたのではないか。3日後、地空というコラムでですね、取材記者が町の町政の対応の鈍さについて指摘をしているところでもあります。

こうした問題については、全員協議会で報告を求める場面でも指摘もされてきたのかなというふうに思っているところでもあります。議会としてこの間、数回報告を受けておりますけども、町としての動きがなかなか町民にも見えません。

懲戒委員会を立ち上げているのか立ち上げていないのか、立ち上げていないとしたらいつ立ち上げるのか、説明をいただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

懲戒委員会についてですけれども、懲戒委員会につきましては第三者委員会から報告書が提出され、報告内容の説明を受けた後、速やかに開催をしたいと考えているところです。以上です。

5 番（橋元陽一君）

委嘱した第三者委員会からのまだ回答がないという段階であるということでもあります。事件報道後、もう9ヵ月が過ぎております。事件が起きてから2年が経過をしてるわけでもあります。

この懲戒委員会については、第三者委員会に委嘱をしてその返答を待つということでもありますので、それ以上確認する手だてがありませんが、何よりも2年間こうした事件が起きてからですね、職員の皆さん、大変な思いをされて、毎日の仕事に向き合っておいでるんじゃないかなというふうに思うところでもあります。

ぜひこの第三者委員会、なかなか回答を待つということでもありますけれども、担当課、総務課長になるんでしょうか、が第三者委員会から意見聴取を求められたことはあるのかないかちょっとお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

懲戒委員会の責任者ということですが、町として、これからお話しさせていただきますと思います。

第三者委員会からの方からは、町の方も聞き取りの方を受けております。事件後の町の動きや対応、それから今後の動きを聞き取られ、また追加資料の提出などを求められているところでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

第三者委員会は町からも意見聴取をしてるというところでもあります。被害者、加害者の方からの意見聴取については、もう終わってるのか終わってないのか、まだなのか、説明いただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

加害者、被害者それぞれの聞き取りにつきましては、3月で一旦終了したとの報告を受けております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

3月段階で意見聴取終わってるということで、あとは第三者委員会がどういう判断をするかを待ってるという段階なのかなというところであります。

そしたらこの2年間、現在も在職されている被害者、加害者に対して町としてどういうふうに対応されてきてるのか、簡単に構いません、説明を求めたいと思います。

町長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この長い期間ですが、加害者、被害者を個人的に私の方がですね、呼んで聞き取りなどは行っておりませんが、機会があるごとにですね、加害者、被害者の職場の上司に対しまして、職務の状況、生活の状況などを聞いております。

また加害者、被害者に対しましても顔を合わせる機会があればですね、積極的に私の方から声をかけさせていただいて、職務の状況、生活状況などを聞かせてもらっている状況でございます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

なかなか個人的に対応されているという段階なのかなというところであります。

こうした、今後、懲戒委員会がどう動くのかっていうのがまだわからない状況でありますけども、職場で職員同士の起こした事件の発生に向けて、事後の対処の仕方、高知新聞でも指摘されているように、非常に迅速な対応が求められていることではないのかなというふうにも思います。

職員間の間での信頼関係が構築されていかないと、職員の皆さんが本当に町民に対して責任を持って仕事ができる、自分の与えられた仕事を発揮できる状況ではなくなっていくのではないかなというふうに思います。処分すれば終わりではない、現場で起きた問題であります。

ぜひ佐川町で働く、また新たに若い方職員の方々を含めて、皆さんが働きやすい佐川町の職場であるようにですね、トップである町長に対しましても、個別的な対応というのもされているということですが、改めて組織としてですね、そういった対応ができるような方向をですね、検討もしていただきたいというふうに思いま

す。

地空というコラムで取材記者が指摘したように、外から見た見方は全く中で取られるのと違うのかなというふうにも思うところであります。しっかり町民の皆さんにも、そうした信頼を得ていくためにですね。こうした問題の処理の仕方については早急な対応を求めているといったことを、発言しましてこの項についての質問、私の今回の議会のすべての質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。ご協力ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

3時25分まで休憩します。

休憩 午後3時9分

再開 午後3時25分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3番、山本和輝君の発言を許します。

3番（山本和輝君）

3番、山本和輝です。

議長のお許しをいただき、4点の質問をさせていただきます。

執行部の皆様には誠意あるご答弁をお願いいたします。

まず1点目、近年、投票率低下についてお伺いいたします。

全国的にも課題であり町内でも課題の各選挙の投票率の低下に伴い、執行部として投票率を上げる取り組みをどのようにしているか、町内の議会選挙を参考にして質問をさせていただきます。

2009年、15年前ですが、町議会選挙の投票率は70.24%、有権者数は1万1,924人です。ちなみに、2024年、今年度6月1日の佐川人口は1万1,903人で、15年前の有権者より少なくなっています。

話を戻りますけども、2013年、11年前、町議会選挙は投票率は74.52%、有権者数は1万1,578人。2017年、7年前、町議会選挙の投票率は63.37%、有権者数は1万1,210人です。続きまして2021年、3年前の町議会選挙の投票率は68.5%、有権者数は1万688人です。2013年の投票率74.52%の前の2021年の投票率は

68.5%と比較しても、6.02%低下しています。

また有権者数に関しては2009年から2021年と比較しても1,236名減少で、年間100人くらい有権者数が減少しています。

また、国政選挙、県議会選挙は、県議会より低下し投票率の低下をどのように考え、執行部と選挙管理委員会は投票率上げるために、どのような取り組みをしているか、お伺いいたします。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の取り組み状況ですけれども、昨年の12月議会でもお答えをさせていただきましたが、若年層の投票率向上に対する取り組みの1つといたしまして、高知県選挙管理委員会からご提案をいただき、若年層への選挙啓発のため11月26日執行の高知県知事選挙におきまして、高知県立佐川高等学校のご理解ご協力のもと、期日前投票所の事務従事者投票立会人の方を募集させていただきまして、生徒4名の方に選挙事務に従事していただいたことでした。

前は試験的に導入させていただくということでしたが、高校生に選挙事務に従事していただくことは、実際の投票所の雰囲気を感じたり、受け付けから投票までの流れを間近で見ていただくことができまして、有意義な取り組みであったと考えております。今後も可能な範囲で、こういった取り組みの方は進めていきたいと考えております。

なお現在ですけれども、先ほどお話をさせていただきました取り組み以外については、実施できていないのが現状でありまして、選挙管理委員会にも相談をさせていただきながら、1人でも多くの方に選挙に関心を持っていただく取り組みを考えていきたいと思っていますところですが、選挙管理委員会だけで取り組みを進め投票率の向上につなげていくには、解決しなければならない課題や取り組めることに限界があると感じているところでございます。以上でございます。

3番（山本和輝君）

ありがとうございます。

全国的に投票率の低下は課題です。全国的にも投票率の低い年齢層は20代で、一番高いのは60代から70代となっています。

今、若者が投票いかなくはますます政治に若者の意見が反映されなくなっています。そして若者が将来的に生きていく制度が若者

不在で決まってしまう。

他の市町村でも投票率を上げる努力もしていますが、例えば高知市ではイオンモールなどで期日前投票所を 2015 年から開設しています。2015 年は 3 日間ですが投票者数は 3,619 名に対して、2021 年、5 日間で、9,960 名、一番多い日は 1 日で 2,850 名と、増加しています。投票者数の一番の声は、お出かけついでや買い物ついでに投票できるから便利、という声が多く寄せられています。

町内でも投票しやすい環境を整えるためにも、次回の選挙には町内でも買い物のついでや、お出かけついでに投票できるように、執行部と企業さんが連携し、投票しやすい取り組みをしてみてもどうか、検討をお伺いいたします。

選挙管理委員会事務局長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

以前にもお話させていただいたことがあったかと思うんですが、佐川町選挙管理委員会といたしましては、平成 30 年に投票区、投票所の増設、減少を含めた変更、期日前投票所の増設、移動支援バスの運行、移動期日前投票所の開設、投票所の開閉時刻の変更等につきまして検討を行い、総合的な見直しを実施し、その際、期日前投票所につきましては 2 ヶ所の増設を行い、平成 31 年執行の高知県議会議員選挙から現在まで適用させていただいております。

またその際にですが、町内商業施設等への共通投票所の設置につきましても検討をさせていただいておりますが、本庁と各投票所間のネットワーク環境整備、投票管理者等の投票所の人員確保が大きな課題となっており、実現するためのハードルは非常に高いものでありまして、これらの手段を活用しての投票環境の改善は考えていないとの結論を出しております。

今後につきましても、状況としましては現在も変わっておらず、今のところ、直ちに商業施設等におきまして期日前投票所を設置することは、考えておりません。以上です。

3 番（山本和輝君）

厳しい答弁ありがとうございます。

まず、日本の選挙制度は自由で平等に投票できる制度は、環境ともに恵まれていると思います。

自由の言葉の意味は知れば知るほど、奥深い言葉であり誤解され

る解釈の言葉にもなるようにも感じます。

ただ、現在、誰になっても一緒、関心がない、興味がないで終わらせている状態は本当に教育の観点からも、今まで以上に町や社会全体で、取り組みが必要だと思います。

私たち、14名の議員と片岡町長は、この選挙の1票の大切さ、1票の重み、投票に名前を書いてくれることがどれだけ責任を感じ、今に至っているか、選挙を経験した人にしか理解できないこともあります。

選挙の経験者である、片岡町長の現在のお考えをお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

投票率につきましては、選挙が行われる地域の住民の政治に対する関心を示す指標であると言われており、投票率が著しく低い場合には、選挙の正当性に疑問を投げかける場合があるように、私自身も投票率は高ければ高いほどよいといった考えを持っております。

あくまでこれは選挙管理委員会からの意見ではありません。私個人としての意見を山本議員に聞かれましたので、その意見に対して回答させていただいております。

そしてただしですね、投票は国民の義務であるか、また個人の自由であるかは個人の価値感、倫理感に依存することもありまして、一概に言うことは難しい面もあるかと思います。投票するか棄権するかは個人の意思決定に基づくもので、棄権者は投票しない自由を志向しただけであり、投票の棄権もどちらも等しく個人の意思表示であると考えられることもできることが、この問題をさらに難しくしていると考えております。

しかしながら投票率が低いということは、住民の皆さんが政治に関心がないことに直結するものでありまして、先ほど議員さんも言われましたように、選挙の争点が見当たらない、投票をしたい候補者がいない、投票しても政治は変わらないと思っているなど、政治への無関心と諦めが低いことが投票率の一因であると考えられますが、山本議員がおっしゃるとおり近年の選挙において投票率は低くなっております。

先日実施されました日高村村長選の投票率は64.7%で、前回をかなり下回っていたと聞いておりますし、前回、私と山本議員の議

員さんの選挙におきましては 68.50%と比較的低い投票率でございました。本当に選挙ごとにですね、投票率の低下が続いている状況でございます。

この現状は大変憂慮すべきものでありまして、選挙管理委員会にいただけることは、自分の判断が政治を決めていくものだということの有権者に認識してもらう、手助けをすることではないだろうかと考えているところであります。

現に全国各地で執行される選挙では、非常に僅差の接戦が繰り広げられた選挙もあります。実際私も本当にぎりぎりの投票率が低かったんですが、やっぱり接戦でございました。たった数票、数十票の差で当選の結果が変わる事があるように、自分の持っている 1 票が選挙結果を変える 1 票であること、また政治を変える 1 票であることをしっかりと認識してもらうような働きかけが重要であると思っております。

投票率向上のための対策につきましては、特効薬のような、すぐ効果が出るような対策が難しいと考えるところではありますが、やはり投票所の環境の整備と、選挙の啓発活動の充実、この 2 点ではないかと思っております。

投票所の環境につきましては対策はいろいろあろうかと思いますが、有権者がより投票しやすい環境、例えば費用対効果など、十分に検討は必要になりますが、期日前投票を役場庁舎以外に設けることなどは引き続き実施し、その他にも高齢者から若い世代までが投票しやすい投票所を目指して何ができるか、できることはないか、引き続き協議していくことが必要と考えております。

また、選挙啓発につきましても、町広報への記事の掲載と、投票日当日の町内防災無線での放送や、選挙期間中、町内全域に選挙広報車を走らせるなど、対策を行っております。これらの回数をさらに増やすことも考えなければならないと感じております。

また、より幅広い有権者の意見に働きかけるよう、町ホームページ、SNS と、あらゆる手段を使って有権者に訴えるなどより充実を図りたいと考えております。

こうした有権者の認識を変える取り組みを継続していくことでその結果として、投票率の向上につながり、ひいては政治への関心を高めていくことにつながると感じております。

誰を選ぶかは、自分を含めて、みんなの責任、町の未来は自分達

が決めていく、こうした意識を高めるような啓発活動ができるように選挙管理委員会には、今後の選挙に向けて努力を続けていただくことをお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

3 番（山本和輝君）

片岡町長、ありがとうございます。

なかなか前に進めるにはハードルが高い質問ですが、今DXの取り組みで、デジタル社会の取り組みで便利さを現在求めています。投票の環境の整備、選挙の啓発活動の充実と、大事な教育であると思います。

今の世の中は便利であるとともに、その一方ではその便利さがわからず、不便さもある現在ですが、まず、投票率を上げるために少しでも便利に投票できる環境を、佐川町が独自で今後前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして2点目の質問をさせていただきます。

リユース可能な子供服等などの再利用について、お伺いいたします。リユース可能な子供服、おもちゃの提供場所の開設などを含めお伺いいたします。

今年1月に議員研修でも見学しました、出生率の高い岡山県奈義町、また岡山県早島町でも取り組んでいましたが、子供の使わなくなった子供服も捨てるものがもったいないと思うことや、貰い物や買ったのにサイズが合わないことなど、またチャイルドシートやおもちゃ、子供たちの年齢を重ねると使えるけど利用できない、遊ばなくなるおもちゃなど出てきます。家庭内では捨てるのがもったいないけど、近くの子供の減少により、近所にサイズの合う子供がいないことなど、諦めて捨ててしまう家庭も多いと聞かれます。リユースは町内のごみの削減にも繋がり、町内の予算削減にもつながります。

現在、全国的にも子供服のおもちゃなどリユースの取り組みもされている自治体も増えてます。まだ着られる子供服など、住民から寄付していただき、必要としている方に格安で各自治体では服など50円から100円、おもちゃなど200円、チャイルドシートなど、ベビーカーなど、少し高めですが、格安で販売していました。またこの取り組みは、町内のごみの減少と子育ての充実につながる施策となると考えてます。

現在他の市町村でも無料で取り組んでいるところもありますが、

無料で手に入れて古着屋さんや中古屋さんなどに売ったりする方々が多く見られるのも、本当に現実で、本当に必要な方々に格安で販売するなど、取り組みをしてみتهいかがでしょうか。

また今後も商品の値上げラッシュが始まり、長らく続く物価高、消費税の増税で暮らしが圧迫している町民も多い中、今町内で取り組みを始めてみてはどうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この子供服などのリユースの取り組みですけれども、まず町内での取り組みについて少しご紹介をさせていただきます。

この町内のリユースの取り組みといたしましては、児童家庭支援センターひだまり、こちらにおきまして保育園を通じて不要となった子供服や赤ちゃん用品などを寄付をしていただいて、生活困窮家庭などの、支援が必要なご家庭に取り届ける取り組みをしていただいております。

それから町の社会福祉協議会におきましても、町民の方々から寄付していただいたチャイルドシート、それからジュニアシート、ベビーカーなどを無料で貸し出しする事業を実施をしております。

まずはこうした町内の取り組みにつきまして知らない方もおいでると思いますので、町民の方々に周知をさせていただきながら、先ほど山本議員がおっしゃっていただきました、奈義町ですね、他の自治体、全国の取り組みを進めている自治体、ありますのでそういったところを参考にさせていただき、将来的にはですね、リユースや取り組みが町中に広がっていく仕組みができればというふうに私も考えております。

まずは、町内のそういった取り組みと、あとですね保育園とか学校の関係では保護者会などがいわゆるバザールといった取り組みであるとかですね、地域の取り組み、そういったこともやっておりますので、そういったところ、取り組みと併せて他の自治体の運営方法とか、あるいは開設場所とかいった具体的なところを情報収集をしながらですね、佐川町の実情に合った運営方法等を研究をしてみたいというふうに考えております。以上です。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

佐川町は産廃処理施設もできることで町内でもごみの意識が高い

と思います。以前私がごみの質問で、リデュース、リユース、リサイクルと、施設完成後、産廃処理施設に制度を見学してはどうかと質問させていただきましたが、今回の質問の1つ、リユース、使えるものは繰り返し使うことです。この取り組みは多岐にもわたりメリットがあります。環境への利点、資源の節約、産廃の削減、エネルギーの節約、経済の利点、コストの削減、社会の利点、コミュニティーの強化、そして教育の効果とあります。

これらの取り組みを通じて、持続可能な社会の構築に大きく貢献できます。前向きに取り組んでいただくとのことです。できるだけ早く取り組みを進めていただき、その手前から町民に周知をしていただき、リユースできる商品をそろえたりするにも時間を要すると想定されますので、早急に佐川町にふさわしいリユースの取り組みをお願いいたします。

続きまして、3点目の質問をさせていただきます。

まきのさんの道の駅関係でお伺いさせていただきます。少し順番を変えて質問をさせていただきますのでご了承ください。

まず、遊具公園のトイレについてお伺いいたします。佐川町の遊具公園は、県内でも珍しい、国道横で子供が飛び跳ねたりして遊ぶ姿が国道から見える、県内でも数少ない見える公園となり、元気に遊ぶ子供たちの姿を見て、立ち寄ってくれる近隣町村の来客者も多くなっていると聞きます。

そこで以前から公園の策定委員会から声が上がっていましたが、トイレの設置をするのか。子連れの公園で遊んだ住民からは、トイレの設置をして欲しいと声が数多く、私もトイレの設置は必要不可欠だと思います。

子育てした方なら経験していると思いますが、子供たちがトイレに行きたいといったときは、あまり我慢できないときなので、24時間トイレや駅内のトイレまでが長く大変だと聞かれます。また、遊具公園はインクルーシブ遊具が設置され、誰もが遊べる公園となっています。

車椅子のお子さんがトイレに行くにはインクルーシブ遊具は、道の駅や24時間トイレまで一番遠く設置されています。仮にトイレまで車椅子についてトイレまで連れていくと、坂道の長い距離である道は、かなり体力が必要であることは想像できます。

また保護者も、保護者は女性の方もいます。執行部の皆さんも、

子供を連れて車椅子で 1 回でもいいですんでトイレまで連れて行って経験してみてください。あの坂道の大変さを一度経験して体験してみてください。

トイレに行く途中でお漏らしをして、着替えも持ってなくてそのまま帰ったという声もあります。トイレの設置の件は利用者から本当に多く要望があります。

そこで四国銀行横の観光専用駐車場の横の仮設トイレの年間利用料は幾らか教えてください。また、遊具公園のトイレの設置について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私の方からは四国銀行横の観光駐車場の仮設トイレの利用料について回答させていただきます。

まず、こちらに設置しておりますのが男性用の小便器が 2 個と個室が 1 個、それから女性用の個室が 1 個というふうになっておりまして、年間のリース料につきましては 104 万 6,760 円となっております。以上です。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私からは、公園のトイレの設置についてお答えさせていただきます。

現状では公園からトイレまで距離がある上、上り坂になっておりますので、公園の近くにトイレができることで利便性が向上することは理解をしております。

ただ、トイレを整備する場合にはインシヤルコストだけではなく、整備後のランニングコストが永続的に発生することになります。仮に公園の近くにトイレを整備する場合に想定される規模としましては、多目的トイレだけを整備するのではなく、龍王公園のトイレと同等規模のもの。具体的には多目的トイレ、男性用小便器 3 個、個室 2 個、女性用個室 2 個程度の規模が必要になるのではないかと考えております。

現在、龍王公園のトイレの清掃委託料をもとに、毎日この規模を清掃した場合には、年間で約 120 万円ほどの費用が発生することになります。

またその他に衛生器具のレンタル料、電気代、浄化槽のメンテナンス料、日常的な管理料などが必要となりますので、毎年 200 万円程度のランニングコストが発生すると想定をしております。

当町の財政は地方交付税に依存しておりますので、今後も増収が見込めない中では、実施する事業の費用対効果を含めて総合的に行政サービスの取捨選択を行う必要があると考えております。

公園の近くにトイレがあったほうが良いということはわかりますし、上り坂を車椅子で押すことが大変であることも理解をしておりますが、道の駅の施設内、また国土交通省が整備したトイレがございますので、現時点では現状のままご利用をお願いしたいと考えているところです。以上でございます。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

四国銀行のトイレの規模でしたら年間リース料が 104 万、またトイレの委託、備品等、年間 82 万 4 千円と調べさせていただきましたけど、前回、産業建設課の遊具公園の見積もり金額よりはるかに安くなっております。

また高額維持管理料が毎年発生するのは承知しております。今、またコストで問題ならばふるさと納税でも新しく遊具公園のトイレの維持、修繕費等の使用項目を新たに作るなどとして、遊具公園のトイレの設置を検討してみてもはどうでしょうか。

佐川町は地方交付税に依存していることもご承知です。高知県内すべての市町村が国から地方交付税に依存しているのは事実です。

ふるさと納税のことは次の質問でも触れますので、ここで省略させていただきますが、片岡町長は遊具公園のトイレの設置をどのようにお考えかお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

四国銀行の横に現在設置しております仮設トイレをですね、公園内に設置することは、道の駅の施設ですべて新しい施設になりましたので、仮設トイレを設置することは現在のところ考えてはおりません。

新設のトイレを設置するにはですね龍王公園にありますトイレより、先ほど産業振興課長が答えましたがもうちょっとうちょうと大きい規模になろうかと思えます。もちろん、男性用女性用そして多目的というしっかりしたトイレが必要になってくると思えます。

5 千万から 6 千万、7 千万ぐらいの費用が必要であり年間の維持費も 200 万ちょっとかかってくるのではないかと考えております。

一定、道の駅関係の大型事業も完了しております。あと今、電気自動車の充電のあれもですね、調査をしていただいて、職員の方に設置をするように進めております。もう間もなくプロポーザルがあると思うんですが、そういったことでもですね、今後そのトイレに対する補助、国土交通省の方もですね、道の駅に関する要綱をちょっと変えていくという話もちょっと聞いておりますので、そういった意味でちょっと状況を見ながらですね、なかなかその一般財源だけですべてをやって、というのは今のところ厳しい状況でありますので、一定大型事務事業も完了しておりますので、そういった状況を見ながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

片岡町長は、佐川のホームページ内の佐川町町長室へようこそそのページで本当にいい言葉を書いています。

3 年目がスタートと挨拶している中で、今と未来を双方の視点からできるできないではなく、どうすればできるかと常に意識しながら、また佐川町がより暮らしやすいまちとなるように町政を進めていくと、多面的に前向きな挨拶をされています。

トイレの設置の件も含め限られた予算ですが、どうか、佐川町が今だからこそ前に進めるべきことは前に進めていただき、佐川町を今まで以上に暮らしやすい町にしていきたいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

これからの季節、夏に向けて 30 度以上の当たり前の日が多くなり、猛暑日の 35 度以上の気温も想定されます。

公園内で遊ぶには危険な温度になることも想定され、公園内のミストシャワーについて設置予定の現状をお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

公園へのミストシャワー設置費用につきましては、本定例会の補正予算で計上させていただいております。補正予算の議決をいただきましたら、速やかに商品を発注した上で 6 月中には設置をしたいと考えているところです。以上です。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

今でも暑い中、顔を真っ赤にして遊ぶ、子供も多く見かけます。子供は限界になるまで遊び続けるので、ミストシャワーで暑い中、少しでも熱中対策に繋がることを思いますので、迅速に対応をお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

遊具公園が開園して、上郷方面から子供たちが数名自転車で遊具公園に楽しそうに行くような光景も何度も見かけます。そこで、以前から執行部の皆さんもご存じと思いますが、霧生関トンネルの幅の狭さで、歩行者や自転車が通行するには大変危険で、車同士でも大変危険なトンネルになっています。

道の駅開駅時など、トンネル内に歩行者が多いために自転車の対面道路が狭まり、非常に危険な光景を目にしています。

遊具公園に伴いこれからも通行すると想定されるので、トンネルの改良もしくは歩行者用のトンネルの開設など、町の要望として国土交通省などに働きかけなどを検討してみるのには、執行部のお考えをお伺いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

それでは私の方から霧生関トンネルについてご回答させていただきます。

国道 33 号線にある霧生関トンネルにつきましては、議員ご指摘のとおり幅員が狭くてですね、前後約 200 メートル区間で安全な歩道が確保できてないため、歩行者、自転車のみならずですね、通行する車両についても大変危険な状況であると思っております。

町内の国道 33 号にはトンネルが 3 本ありますけれども、赤土歩道トンネルが昭和 58 年完成、佐川歩道トンネルが平成 26 年に完成しており、歩道トンネルがないのが現在、霧生関トンネルのみという状態です。

このため、利用者の安全対策について地元の住民の方からもですね、数多くの要望が上がっており、新産廃施設のですね、周辺安全対策、こちら国道の交通安全対策の一環ですけれども、としてこの霧生関歩道トンネルが位置付けられていることも踏まえまして、これまでも適宜町長の方よりですね、国土交通省の方へですね、要望しております。

その時国土交通省からの回答といたしましては、道の駅オープン後、人の流れであるとかですね、交通状況の変化を見て必要性につ

いて検討するとの回答を得ております。

今後につきましてはですね、道の駅がオープンして間もなく1年が経過しますので、トンネルの現在の利用状況であるとか道の駅、遊具公園の今後の活用方針、公共交通のあり方、住民、利用者の意見なども踏まえながらですね、幅広い視点から交通安全対策の必要性や対策手段の選定について、国と具体的に協議を進めてまいります。

またですね、現在、川内ヶ谷のルミエール前で国道33号線なので、工事行っておりますけれども、来年度に完成する見込みです。その完成後はですね、さらにですね、霧生関トンネルについてですね、佐川町としての強い要望としてですね、お願いをしていこうと思っております。以上です。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

国と具体的に協議を進めるということなので、安心をいたしました。交通安全対策では霧生関トンネルは本当に危険度の高いトンネルです。事故を未然に防ぐためにも、迂回路も非常に狭いので早急に進めていただきたいと思います。

続きまして、本日最後の4点目の質問をさせていただきます。

6次産業の取り組みについてお伺いいたします。

去年度は町内らんまん効果もあり、佐川町に観光客が多く訪れたことは皆さんご承知していると思いますが、町内のお土産などが加工品など今でも少ないと思います。近年、衛生基準が厳格化し、加工品を製造するのが本当に難しくなっています。

例えば、今年から漬物を製造している方々は、調理場の改修費用などがネックになり、高齢者から中心で手づくりの漬物生産者が店じまいをするなどと報告もされています。

今までふるさと納税商品を含め、新商品が佐川町で何商品開発されたか、お伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

開発された商品ですけども、町が委託をして行った商品の開発の委託事業と、ふるさと納税の業務、ちょっと分けてお答えさせていただきます。

まず、道の駅整備に伴いまして令和2年度から令和4年度の3ヵ

年間で商品開発の事業を実施いたしました。この商品開発の実績としましては、令和２年度が５件、令和３年度が９件、令和４年度が５件となっております。この事業により開発された商品は、道の駅において継続的に販売されているものも多くございます。

次に、ふるさと納税に登録された新たな商品ですが、年間５０件から７０件程度ございます。この５０件から７０件は、新商品というよりは、既存商品をふるさと納税の返礼品として新たに登録をしていただいたものになりますので、山本議員からご質問いただいております新商品の定義とは異なるものであるとは考えております。

新商品の開発の取り組みにつきましては、地域の皆様から一定、ご要望があるようでしたら、町としてもまた支援ができるような体制を整えたいと考えております。以上です。

３番（山本和輝君）

ありがとうございます。

新商品開発の取り組みなど、町への周知も課題ですが、今回の質問は新商品や生産者の加工育成プログラムについてお伺いさせていただきます。

提案ですが、高知大学物部キャンパス内にある土佐ＦＢＣと連携をして、食品産業に似合うリーダーの育成をするプログラムです。公的機関の認定プログラムで、道の駅の駅長の宮中さんや、私もＦＢＣ出身です。土佐のＦＢＣは県内、地域の食材を加工することによって価値を高め、価格、保存、流通など、多面的に有利に進めていくことなど学べ、高知県の産官学の連携し、生産加工、流通販売などを総合的に繋がる専門人材を育成する教育を実施しています。

また土佐ＦＢＣが目指す人物像は、食の文化で地域をよくするという高い志を持ち、単にものづくり、もの売りができるだけではなく生産者、販売者、消費者のすべてに利益の分配できる人材です。

食品加工、２次産業を中心に、農林水産業、１次産業、物流産業、３次産業も含んだ、食品産業全体を理解した上で、それぞれの利害関係を調整し、協力、連携させることで新たな商品ビジネスモデルの人材を養成する教育プログラムです。

現在、南国市、香美市、香南市では、受講料補助制度、高知市では高知市販路拡大サポート事業として土佐ＦＢＣと連携をして取り組んでいます。

佐川町としても、町内の生産者、販売者を育成させるためにも、

土佐 F B C と連携して佐川町の魅力づくりの検討をしてみてもどうか、お伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

町内で生産されたものを活用して、新たな商品を開発する事業者が増えていくことは大変好ましいことですので、すでに助成を行っている自治体の事例などを参考にして、来年度の制度化に向けて準備等を進めていければと考えております。以上でございます。

3 番（山本和輝君）

ありがとうございます。

来年度に向けて準備していただけるとのことです。うれしい限りです。おいしい商品は現在何万商品もあります。その中でどのように販売するか、その商品のターゲット層、国外県外町外に向けて販路拡大商品のブラッシュアップ等など、すべて土佐 F B C でも学べます。F B C と連携している高知市も、現在ふるさと納税の商品に力を入れ出しました。

佐川町では、おいしい果物、野菜などたくさんあり、加工会社と連携し、新たな商品が生まれ、佐川の魅力にもつながります。佐川町販路拡大サポート事業として、生産者、事業者向上につながり、ふるさと納税の商品も増加にもつながると思われます。ふるさと納税は、財政支援、地域振興、地域コミュニティーの強化、自治体のイメージ向上、特定プロジェクトの支援、行政のサービス向上にも繋がります。ふるさと納税の規制が厳しくなりましたが、町内の財源のメリットになることは事実です。

今まで以上に佐川町の顔になる商品を生み出し、住みよい佐川町につながることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、3 番、山本和輝君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。
次の会議を 11 日の午前 9 時とします。
本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 10 分

